

# 地方法人課税を巡る動向と東京都の主張

～今こそ地方自治の原点に立ち返った議論を～

平成26年9月  
東京都

# 地方法人課税を巡る動向と東京都の主張 ～今こそ地方自治の原点に立ち返った議論を～（資料集）

	頁
<b>I 近年の地方法人課税の動向と東京都の基本的主張</b>	
・ 平成20年度税制改正の概要	1
・ 平成26年度税制改正の概要	2
・ 国と地方の税財源配分（平成24年度）	3
・ 地方税源の充実・強化について	4
・ 地方交付税について	5
<b>II 法人実効税率引下げ</b>	
・ 法人実効税率について	6
・ 主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等による税収中立の実現	8
<b>III 税源の偏在是正問題への反論</b>	
・ 税財政制度改革に係る地方（全国知事会）の主張の変遷	9
・ 「地方消費税の引上げに伴う地方間の財政力格差拡大」への反論（東京の実需要）	10
・ 東京には税収が偏在しており、財政力格差の是正が必要との主張への反論	17
・ 東京には地方交付税算定上の財源超過額があり、財政的余裕があるとの意見への反論	23
・ 地方税による偏在是正措置は、国の財政再建の手段になり得るもの	28
・ 行革努力等に基づく算定による地方交付税の配分について	29
・ 税源偏在の議論に「人口一人当たり税収」は適切な尺度か	30
<b>IV 日本経済の成長を牽引することが東京の使命</b>	
・ 国の成長戦略等	32
・ 日本経済の成長を牽引することが東京の使命	33
・ 東京の国際競争力を高め、より多くの富を創出	34
・ 東京の活力を高め、日本を牽引していくために取り組むべき課題	35
・ 東京への投資効果は全国へ波及	41
・ 2020年東京オリンピック・パラリンピックは日本再生の起爆剤	45

# I 近年の地方法人課税の動向と東京都 の基本的主張

# 平成20年度税制改正の概要

## ◆ 法人事業税の見直し

(平成20年度与党税制改正大綱)

消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方を見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、概ね2.6兆円の法人事業税を分離し、地方法人特別税を創設するとともに、その収入額を人口及び従業者数を基準として都道府県に譲与する地方法人特別譲与税を創設。

### I 法人事業税の改正

法人事業税（所得割・収入割）の標準税率の引下げ

### II 地方法人特別税の創設

- ① 法人事業税（所得割・収入割）の一部を分離し、地方法人特別税（国税）を創設
- ② 地方法人特別税の課税標準は法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）
- ③ 都道府県が賦課徴収
- ④ 平成20年10月1日以降に開始する事業年度から適用

### III 地方法人特別譲与税の創設

- ① 地方法人特別税の税収は、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与
- ② 譲与基準は人口（1/2）及び従業者数（1/2）
- ③ 地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与

# 平成26年度税制改正の概要

## ◆ 消費税率（国・地方）8%段階

- (1) 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税）は、3分の1の規模を法人事業税に復元（3分の2の規模で継続）
- (2) 法人住民税法人税割の一部を国税（地方法人税）化し、その全額を交付税原資化

	法人住民税率改正前 (標準税率)	改正後	増△減
都道府県分	5.0%	3.2%	<u>△1.8%</u>
市町村分	12.3%	9.7%	<u>△2.6%</u>

※いずれも、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

減少分が地方法人税に  
地方法人税 = 法人税額 × 4.4%

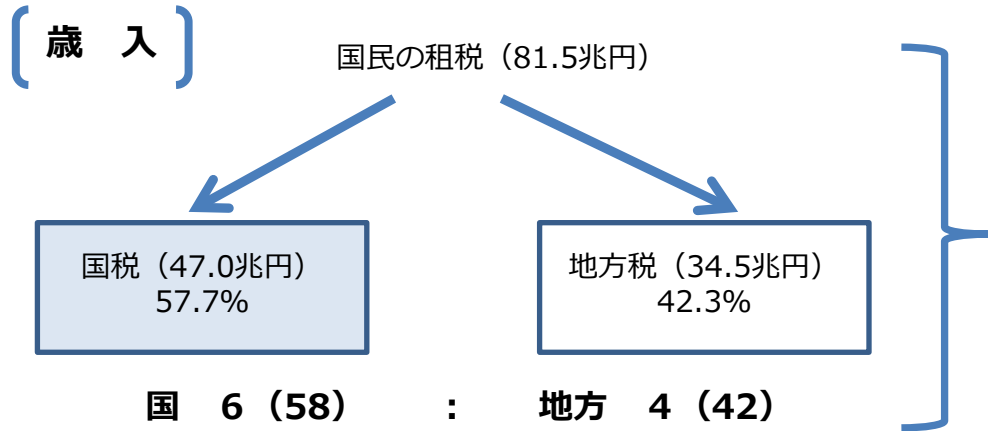
～平成26年度与党税制改正大綱で示された今後の方向性～

## ◆ 消費税率（国・地方）10%段階

- (1) 法人住民税法人税割の国税化・地方交付税原資化をさらに進める
- (2) 法人事業税の暫定措置を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う

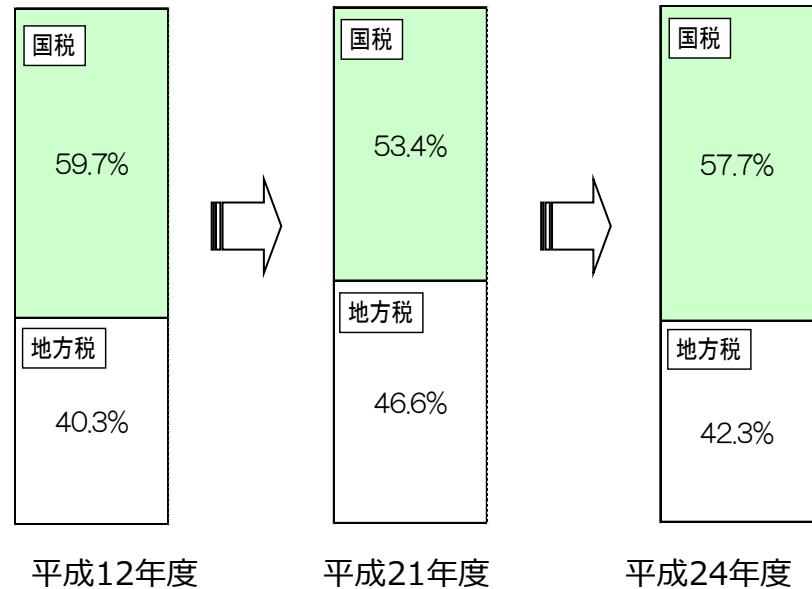
# 国と地方の税財源配分（平成24年度）

国と地方の税収比率を歳出比率に見合うものとするべき。



国と地方の歳出合計（163.8兆円）

《租税総額に占める国税と地方税の割合の推移》



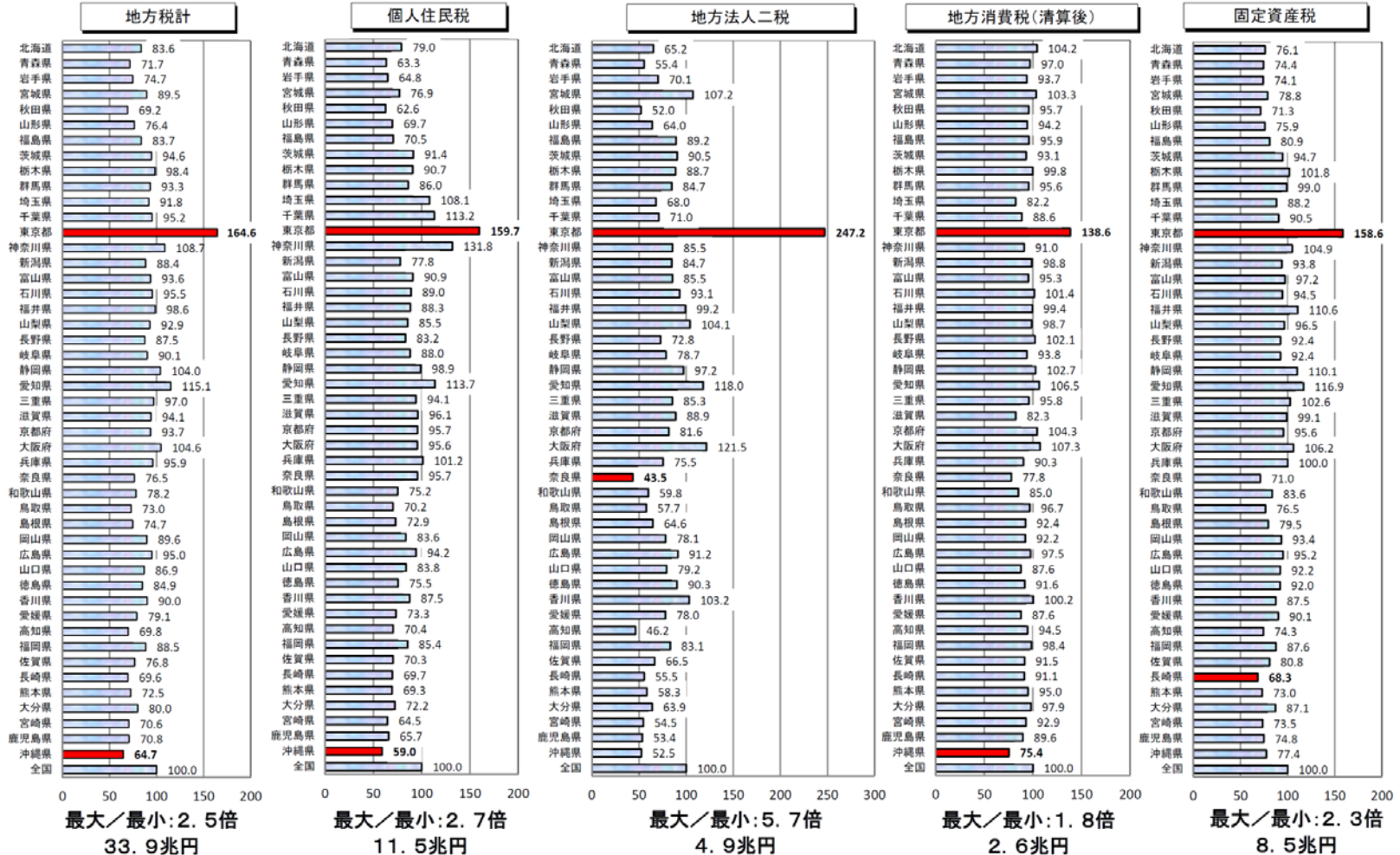
- 国税と地方税の割合は、これまで、国：地方＝6：4であったが、平成21年度には、概ね53：47まで是正。
- しかし、法人事業税の暫定措置による地方法人特別税（国税）の影響等により、最近では58：42の割合に逆戻りしてしまっている。

# 地方税源の充実・強化について

安定的な財源である地方消費税について、拡充を図るべき。

【参考】

人口一人当たりの税収額の指数(平成24年度決算額)



※「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

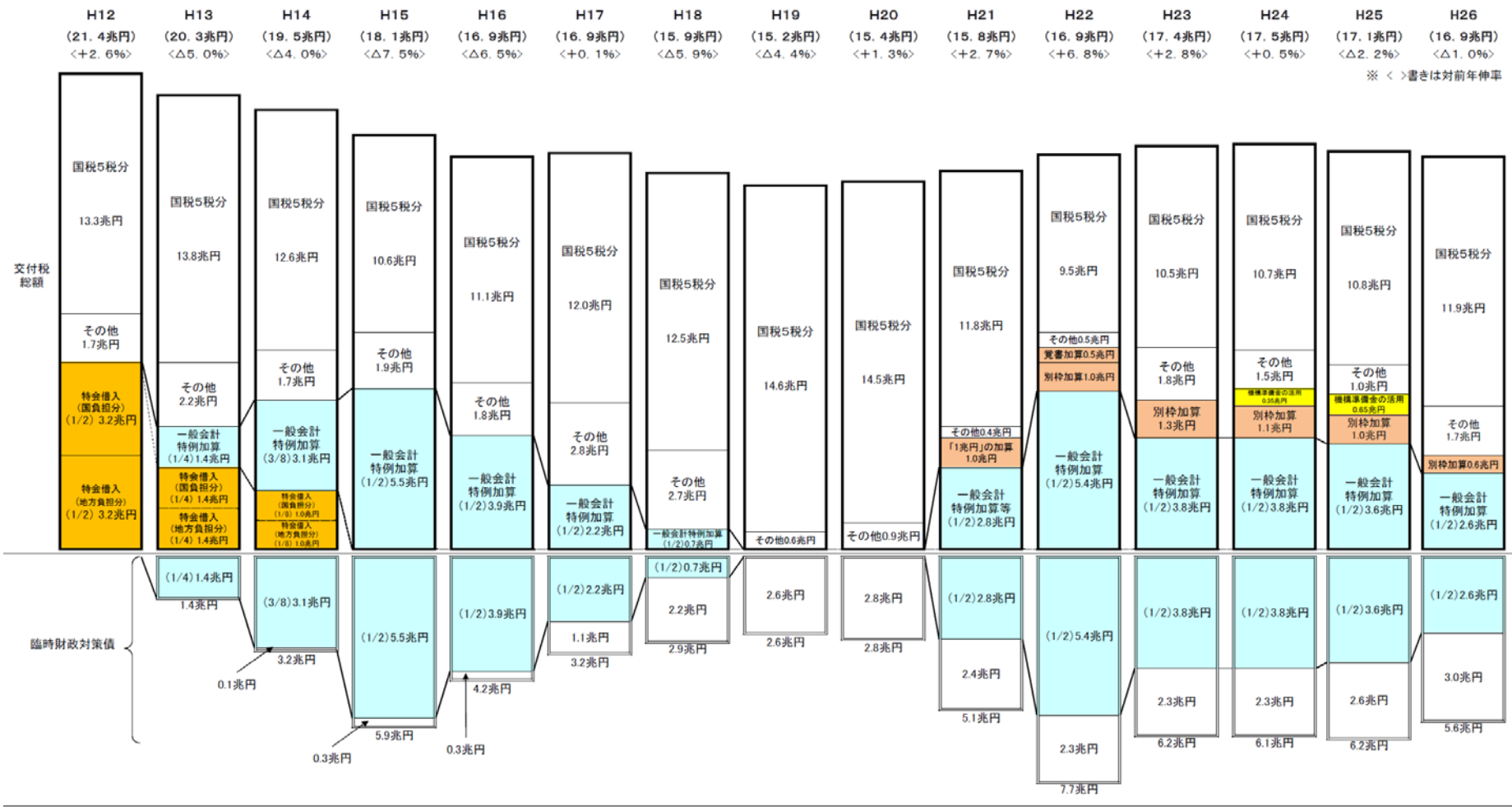
- (注1) 地方税収計の税収額は、地方法人特別課税と税の額を含まず、超過課税及び法定外税等を除いたものである。
- (注2) 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除く。
- (注3) 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税(地方法人特別課税と税を含まない。)の合計額であり、超過課税分を除く。
- (注4) 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。
- (注5) 人口は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

※ 政府税制調査会 第1回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月12日)資料より作成

# 地方交付税について

地方に借金を押し付ける手段である臨時財政対策債への依存が高まっており、こうした地方財政の歪みを解消するため地方交付税の法定率の引き上げを行うべきである。

《地方交付税等総額（当初）の推移》



※ < > 書きは対前年伸率

地方交付税と臨時財政対策債の合算額 (21.8兆円) <+1.8%> (22.8兆円) <+4.5%> (23.9兆円) <+5.1%> (21.1兆円) <△12.0%> (20.1兆円) <△4.5%> (18.8兆円) <△6.5%> (17.8兆円) <△5.2%> (18.2兆円) <+2.3%> (21.0兆円) <+15.0%> (24.6兆円) <+17.3%> (23.5兆円) <△4.3%> (23.6兆円) <+0.2%> (23.3兆円) <△1.3%> (22.5兆円) <△3.4%>

※表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。

※ 総務省「地方財政関係資料」より作成



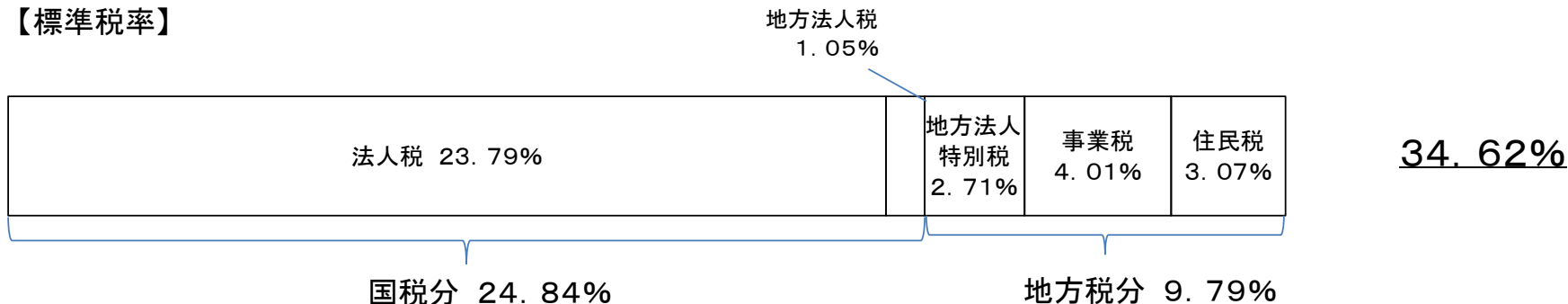
## Ⅱ 法人実効税率引下げ

# 法人実効税率について

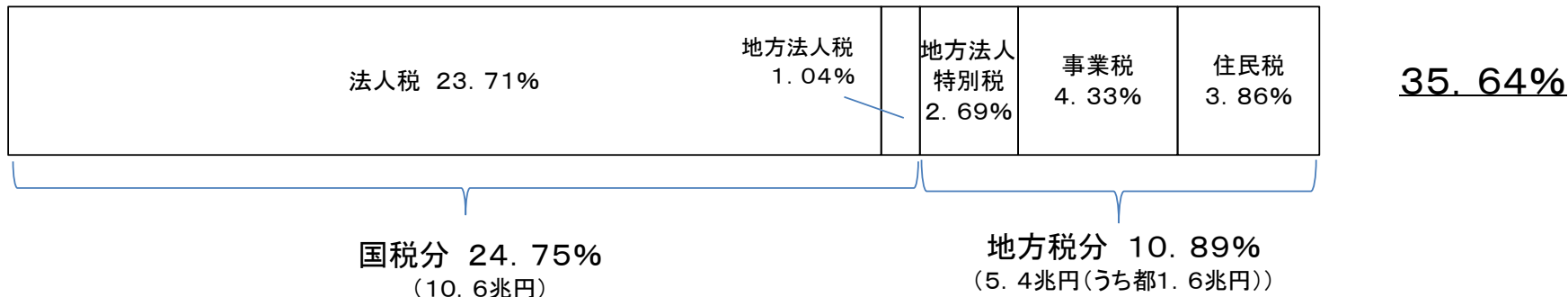
## 法人実効税率の内訳（資本金1億円超の法人）

（平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用）

### 【標準税率】



### 【東京都】

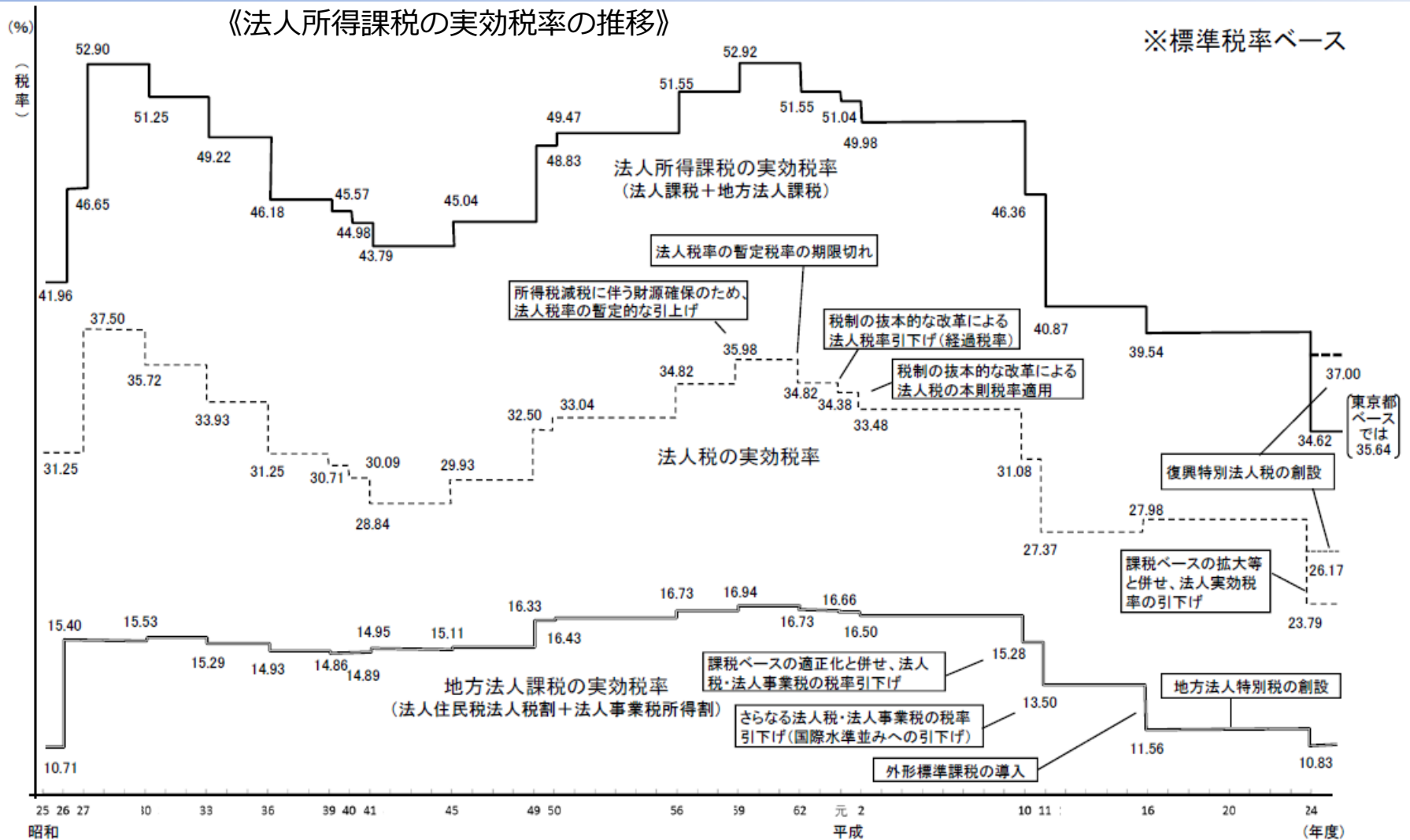


( 法人税 10.1兆円 地方法人税 0.5兆円 )	( 地方法人特別税 1.5兆円(うち都譲与 2,148億円) 法人事業税所得割 2.2兆円(うち都 6,736億円) 法人住民税法人税割 1.7兆円(うち都 6,464億円) )
-------------------------------	---

注 税収は、国・都は平成26年度当初予算、地方は平成26年度地方財政計画ベース(26年度税制改正の平年度影響額を反映済)。


※ 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料、平成26年度東京都税制調査会 第1回小委員会(平成26年6月9日)資料を参考に作成


# 法人実効税率について




- ※ 1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ (平成26年4月24日)資料より抜粋。
- 2 地方法人課税実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、法人住民税法人税割(道府県分+市町村分)と法人事業税の税率を合計したものである。なお、平成16年度以降の税率は、資本金1億円超の法人の税率である。
- 3 平成元年までの実効税率は、配当軽減制度の影響を考慮しており、基本税率(留保分)70%、配当分30%の割合で計算している。
- 4 法人住民税法人税割は基本的に法人税額を課税標準としており、その税率(昭和56年度以降:道府県民税5.0%、市町村民税12.3%)は所得ではなく、法人税額に対するものである。
- 5 平成20年度以降の税率は、地方法人特別税を含めた税率で表記している。
- 6 平成24年度以降の復興特別法人税に係る実効税率については、法人税額の10%として、総務省において推計したものの。

# 主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等による税収中立の実現

 イギリス	法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1997年度改正 [33⇒31%]	【△14億ポンド】	・ 配当に係る還付制度の廃止 等 【計67億ポンド】
1999年度改正 [31⇒30%]	【△7億ポンド】	・ 外国子会社合算税制の見直し 【計1億ポンド】
2008年度改正 [30⇒28%]	【△10億ポンド】	・ 機械設備に係る減価償却率引下げ 等 【計17億ポンド】
2011～2015年度改正 [28⇒20%]	【△153億ポンド】	・ 機械設備に係る減価償却率引下げ (+47億ポンド) ・ 銀行税の導入・税率の引上げ (+105億ポンド) 等 【計175億ポンド】

 ドイツ	法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
2001年度改正 [52⇒39%]	【△103億1-0】	・ 減価償却率の引下げ (+69億1-0) ・ 過少資本税制の強化 (+5億1-0) 等 【計74億1-0】
2003年度改正 2004年度改正	(税率引下げなし)	・ 配当による法人税還付の制限 (+10億1-0) ・ 連結納税制度適用の制限 (+12億1-0) ・ 欠損金の繰越限度額の設定 (+6億1-0) 等 【計38億1-0】
2007年に付加価値税率の引上げと所得税の最高税率の引上げにより財政黒字を達成		
2008年度改正 [39⇒30%]	【△267億1-0】	・ 営業税の損金算入否認 (+114億1-0) ・ 支払利子の損金算入制限 (+11億1-0) 等 【計234億1-0】
(注) ドイツの法人税率には、連邦と州の共有税である法人税、連帯付加税(法人税額の5.5%)、市町村税である営業税の税率が含まれる。		

 フランス	法人税率の引下げ	主な課税ベースの拡大措置等
1991年度改正 [37⇒34%]	【△4億1-0】	・ 法人の有価証券に係るキャピタルゲイン課税の税率引上げ 【計4億1-0】
1993年度改正 [34⇒33.3%]	【△4億1-0】	・ 法人概算課税の税率引上げ 【計4億1-0】
※法人概算課税とは、売上高に応じて一定額を課すもの。法人税を納めない法人に課税する目的で1974年に導入		

# Ⅲ 税源の偏在是正問題への反論

# 税財政制度改革に係る地方（全国知事会）の主張の変遷

三位一体の改革時

## 三位一体の改革に関する提言 平成15年11月

- 税源移譲に当たっては、所得税及び消費税から、個人住民税及び地方消費税への税源移譲による抜本的な税源配分を基本とすべき
- 税源移譲が行われても、団体間における税源の偏在による財政力格差の拡大が大きな課題となるが、まずは偏在性の少ない地方税体系を築くことが必要
- それによってもなお、財政力格差の拡大が想定される場合には財源保障機能と財源調整機能を一体として果たす地方交付税制度の見直しにより適切な対応を図るべき

## 地方税源の充実強化と税源偏在の是正について ～緊急提言～ 平成19年11月 （地方税制小委員会）

- 地方税源の充実強化は、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築していく方向で考えるべき
- 地方税体系の見直しのみでは、地方団体間の財政力格差を解消することは困難であることから、偏在性の少ない地方税体系の構築とあわせて、地方交付税の総額を復元し、財源調整機能と財源保障機能を十分に発揮できるようにすることが不可欠
- 偏在性が大きく税収の変動が大きい法人二税と消費税の交換により、地方消費税を拡充することを基本として検討すべき

## 与党税制改正大綱の決定を受けて 平成19年12月

- 地方法人二税の税収偏在是正は、地方の深刻な財政的窮乏対策、大都市と地方の共栄に向けての重要な措置と考える
- 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくとの方向性ととも、地方消費税を充実していくこと等が明記されたことは高く評価したい
- 法人事業税の一部を国税化する方式が採られることとなり、地方税を充実するという地方分権の基本方向からみて問題であり残念
- 地方法人特別税は、実質は地方税であり、税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すべきもの
- 地域間の財政力格差を拡大させた最大の原因は、地方交付税の大幅削減。本来の財源保障・財源調整の機能の回復を図るべく、地方交付税の復元・増額を行うよう強く求める

## 国税化による偏在是正を許容するようになった

## 地方税財源の確保・充実等に関する提言 平成25年7月

- 地方法人課税のあり方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずるべき
- 地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立に対応して、地方法人特別税の廃止等を基本として検討すべき
- 地方消費税の引上げにより、財政力格差が拡大するため、税源の偏在是正が必要不可欠

## 与党税制改正大綱の決定を受けて 平成25年12月

- **地方法人特別税・譲与税の一部を法人事業税に復元し、地方消費税率10%段階で廃止するとともに、他の偏在是正措置の検討を行うこと、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化したことは、地方税源の偏在是正方策を講ずるべきとの方向性に沿ったもので、一定の評価をしたい**

暫定措置導入時

平成26年度税制改正時

# 「地方消費税の引上げに伴う地方間の財政力格差拡大」への反論（東京の実需要）

【意見】 今回の地方消費税率の引上げにより、地方交付税の不交付団体には社会保障給付支出の増加額を上回る地方消費税の増収が生じる一方、交付団体については、臨時財政対策債の減少等により相殺されることになる結果、不交付団体と交付団体の間の財政力格差がさらに拡大する。

**（反論） 東京都には、膨大な社会保障需要が存在しており、国等が一方的に社会保障経費を算定し、生じるとする不交付団体における実質増収は実態を表したものである。**

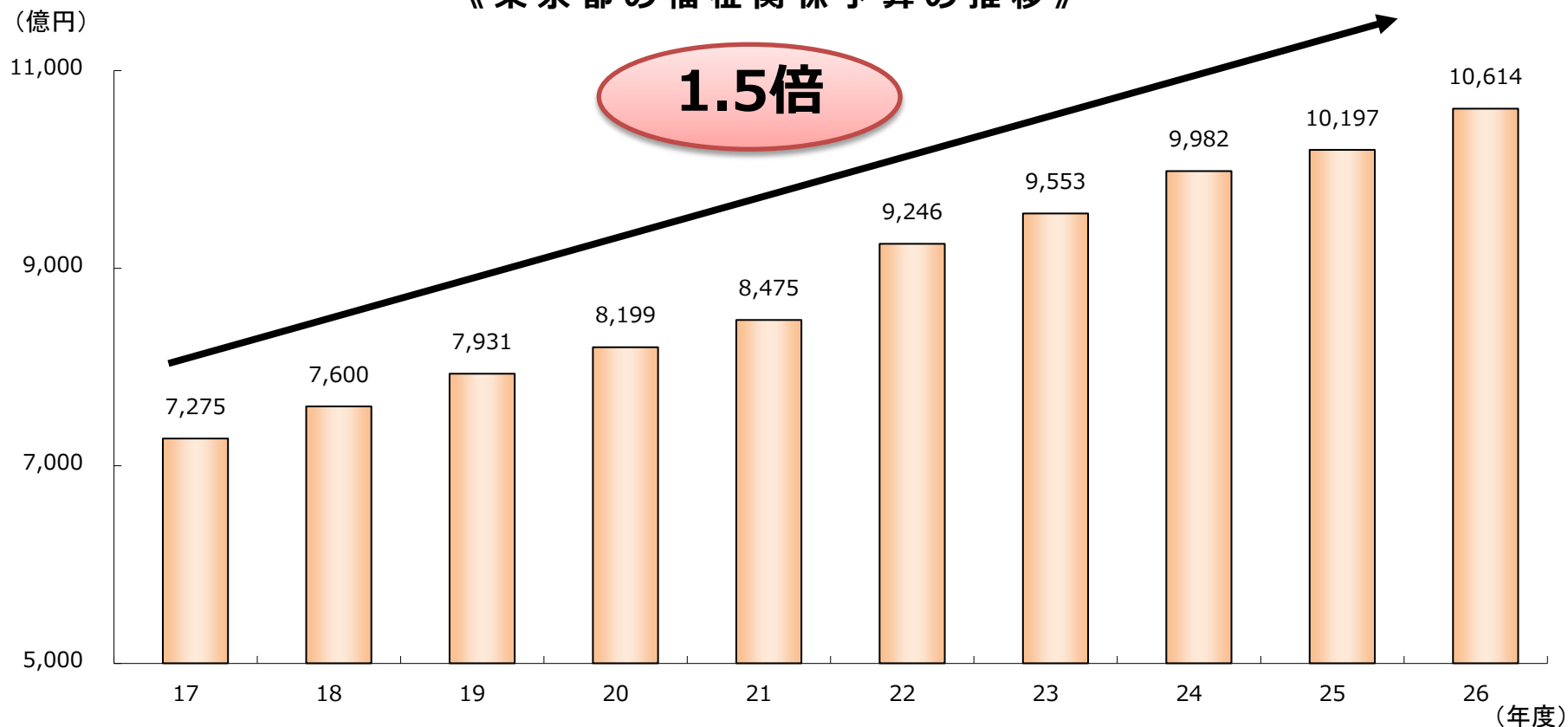
- ① 東京都の福祉関係予算は10年間で1.5倍、年平均330億円のペースで増加。
- ② 東京都の高齢者人口は、平成22年の268万人が平成52年には412万人と144万人増加する見込みである。
- ③ 高齢者人口の増加により、介護給付等に係る負担は今後も増加が見込まれる。
- ④ 東京都の高齢者人口の増加率は地方圏を大きく上回っており、今後も高齢化対策需要の大幅増が見込まれている。
- ⑤ 保育所入所待機児童は、都市部に集中し、東京都が全国の約4割を占めており、今後も保育サービスの整備が必要。
- ⑥ 保育所、特別養護老人ホームなどの施設整備に必要な用地取得には、地方圏の10倍ものコストが必要。

# 「地方消費税の引上げに伴う地方間の財政力格差拡大」への反論（東京の実需要）①

東京都の福祉関係予算は10年間で1.5倍 年平均330億円のペースで増加。

平成17年度：7,275億円 → 平成26年度：1兆614億円（3,339億円の増加）

《東京都の福祉関係予算の推移》



※東京都予算目的別内訳「福祉と保健」

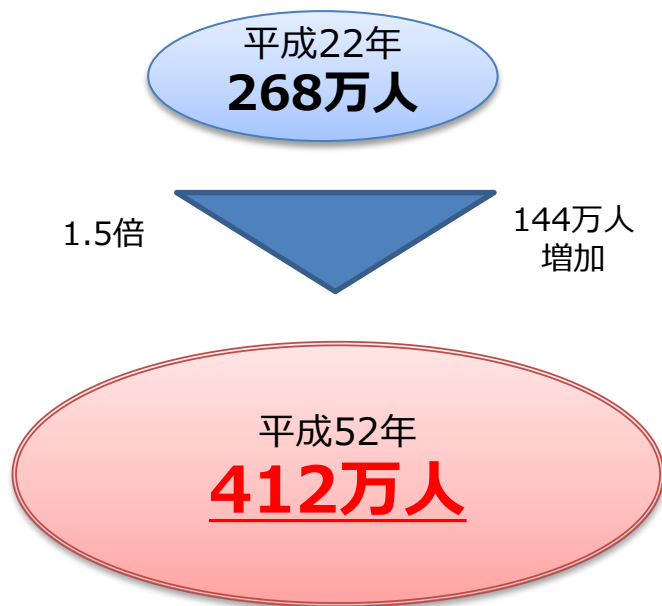


# 「地方消費税の引上げに伴う地方間の財政力格差拡大」への反論（東京の実需要）②

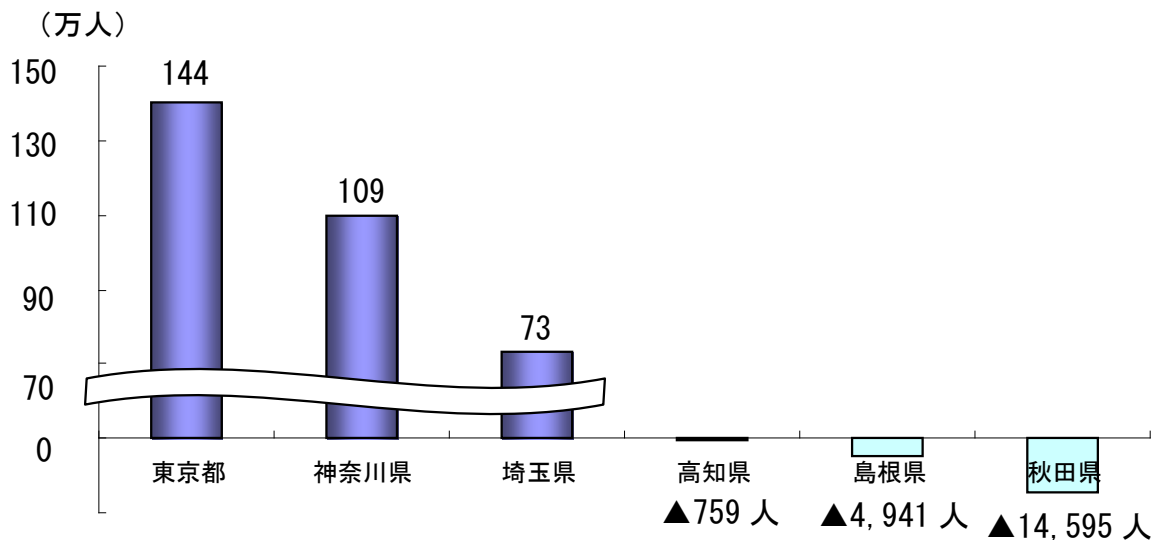
**東京都の高齢者人口は、平成22年の268万人が平成52年には412万人と144万人増加する見込み**である。

この増加数は、**神戸市（154万人）**や**川崎市（143万人）**の**総人口に匹敵**するほどの規模である。

【東京都の高齢者人口の推計】



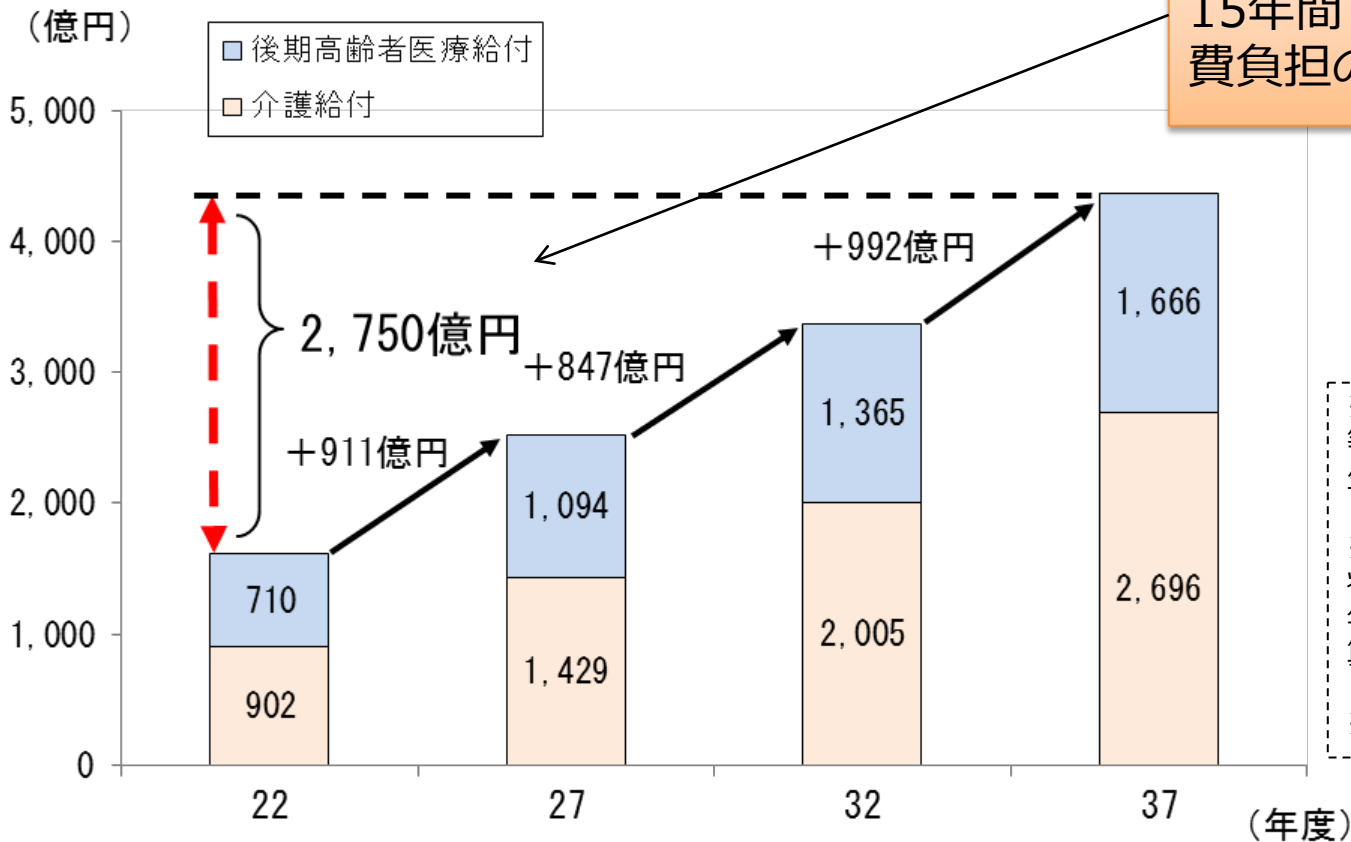
《平成52年までの65歳以上人口の増減数（平成22年比）》



(出典) 「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より

## 高齢者人口の増加により、介護給付等に係る負担は今後も増加が見込まれる。

《介護保険・後期高齢者医療制度に係る東京都負担の将来推計》



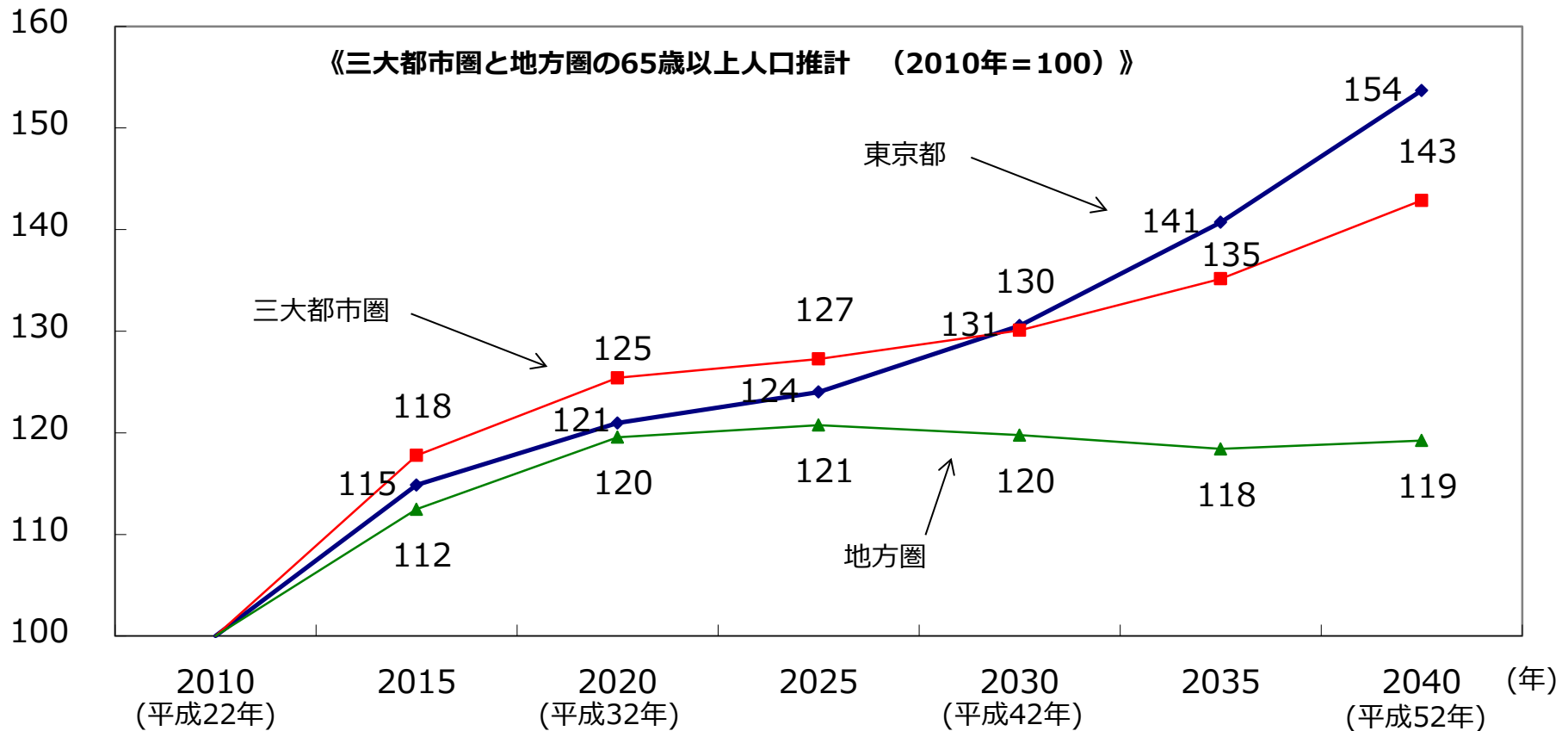
平成22年度から平成37年度の15年間で、2,750億円もの都費負担の増加が見込まれる

※介護給付は「社会保障に係る給付費等の将来推計（平成24年3月）」（厚生労働省）に基づき試算

※後期高齢者医療給付は「医療費等の将来見通し及び財政影響試算（平成22年10月）」（厚生労働省）に基づき試算

※平成22年度は予算額

東京都の高齢者人口の増加率は地方圏を大きく上回っており、  
今後も高齢化対策需要の大幅増が見込まれている。



三大都市圏：東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）  
地方圏：三大都市圏以外の道県

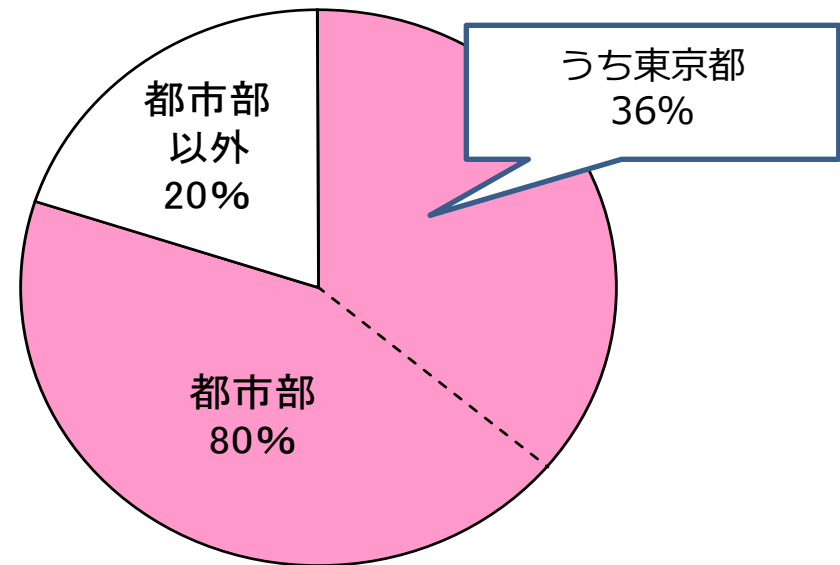
（出典）「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より

**保育所入所待機児童は、都市部に集中し、東京都が全国の約4割を占めており、今後も保育サービスの整備が必要。**

《 待機児童数の状況 》

平成25年4月現在

1	東京都	8,117人
2	沖縄県	2,216人
3	神奈川県	1,462人
4	大阪府	1,390人
5	千葉県	1,340人



(出典) 「保育所入所待機児童数(平成25年10月)」(厚生労働省)より  
都道府県の待機児童数は、政令指定都市、中核市分を含む。

都市部は、首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市及び中核市含む)及びその他の政令指定都市・中核市

**保育所、特別養護老人ホームなどの施設整備に必要な用地取得には、地方圏の10倍ものコストが必要。**

《 用地取得費の状況 》

- 東京では用地取得に、地方圏の約10倍のコストが必要。
- 東京の土地価格が上昇する中、全国的には依然として下落傾向にある。

	平均価格（円/m <sup>2</sup> ）		平均指数	
	平成24年	平成25年	平成24年	平成25年
東京都	308,100	309,700	100.0	<b>100.0</b>
三大都市圏	110,417	106,908	35.8	34.5
地方圏	30,843	29,654	10.0	<b>9.6</b>

約10倍

（出典）「平成25年都道府県地価調査」（国土交通省）より

三大都市圏：東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）  
地方圏：三大都市圏以外の道県

【想定による試算】 用地を取得し保育所を建設した場合の、東京都と地方圏の一棟当たりコスト比較

- 東京都 100名定員の保育所整備費用：3.1億円(土地) + 2.5億円(建設費用) = **約5.6億円**
- 地方圏 100名定員の保育所整備費用：0.3億円(土地) + 2.3億円(建設費用) = **約2.6億円**

注1 取得用地については、100名定員の保育所の必要面積を1,000㎡と仮に想定した。

注2 建設費用については、東京都で概ね2億5千万円と仮に想定した上で、地方圏に関しては、保育所整備に係る国庫補助基準額等を参考に算定した。

# 東京には税収が偏在しており、財政力格差の是正が必要との主張への反論

【意見】 東京は財政的に富裕であり、地域間の税源偏在や財政力格差の是正が必要

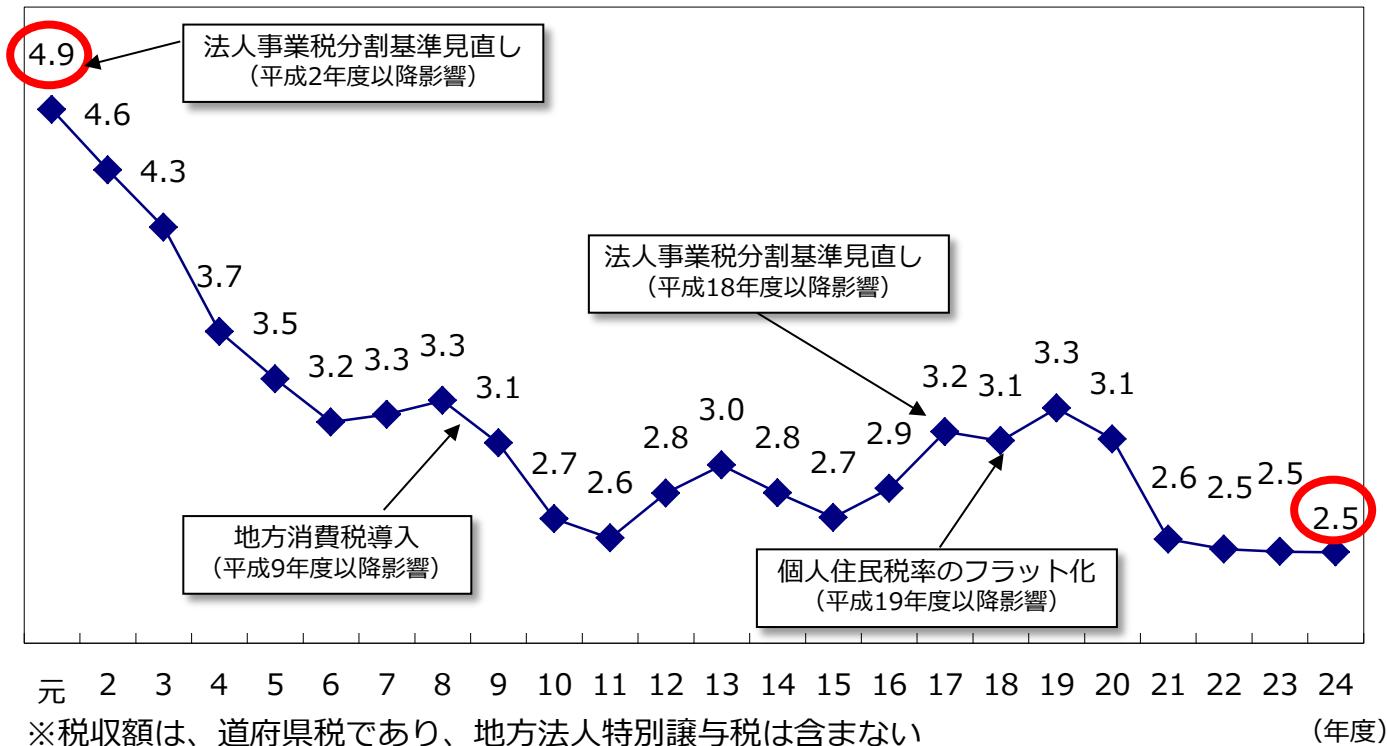
**(反論) こうした意見は、物事を一面的に捉えた議論であり、都財政の実態などとはかけ離れたものである。**

- ① 地方税収の偏在度は、平成元年度の4.9倍が平成24年度には2.5倍となるなど、中長期的に縮小している。
- ② 偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとしても、税収の偏在度は暫定措置導入前の3倍を超える水準から、2.5倍まで縮小する。
- ③ 地方交付税は、地域間の税収格差による財源の不均衡を調整する機能を有しており、地方交付税による財政調整後の東京都の人口1人当たりの一般財源は全国の平均以下である。
- ④ 地方税財政制度の議論は、短期間の税収動向のみをもって行うべきではない。
- ⑤ 今日の都財政の健全性は、国や地方に先駆けて行財政改革に取り組んできた成果によるものである。

地方税収の偏在度は、平成元年度の4.9倍が平成24年度には2.5倍となるなど、中長期的に縮小している。

- 地方税収の偏在度は、地方消費税の導入や個人住民税率のフラット化などにより、縮小傾向にある。
- 現状では、暫定措置導入時ほどの税収の偏在は存在していない。

(倍率) 《人口1人当たり税収額の偏在度の推移 最大(東京) / 最小の倍数》



# 東京には税収が偏在しており、財政力格差の是正が必要との主張への反論②

偏在性の小さい地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとしても、税収の偏在度は暫定措置導入前の3倍を超える水準から、2.5倍まで縮小する。

《地方消費税・消費税率の推移（消費税率相当）》

	現行	平成26年4月～	平成27年10月～
地方消費税率	1%	1.7%	2.2%
消費税率	4%	6.3%	7.8%
合計	5%	8%	10%

偏在性の小さい地方消費税の拡充

《法人事業税の暫定措置導入判断時と地方消費税引上げ後における税収偏在の状況（試算）》

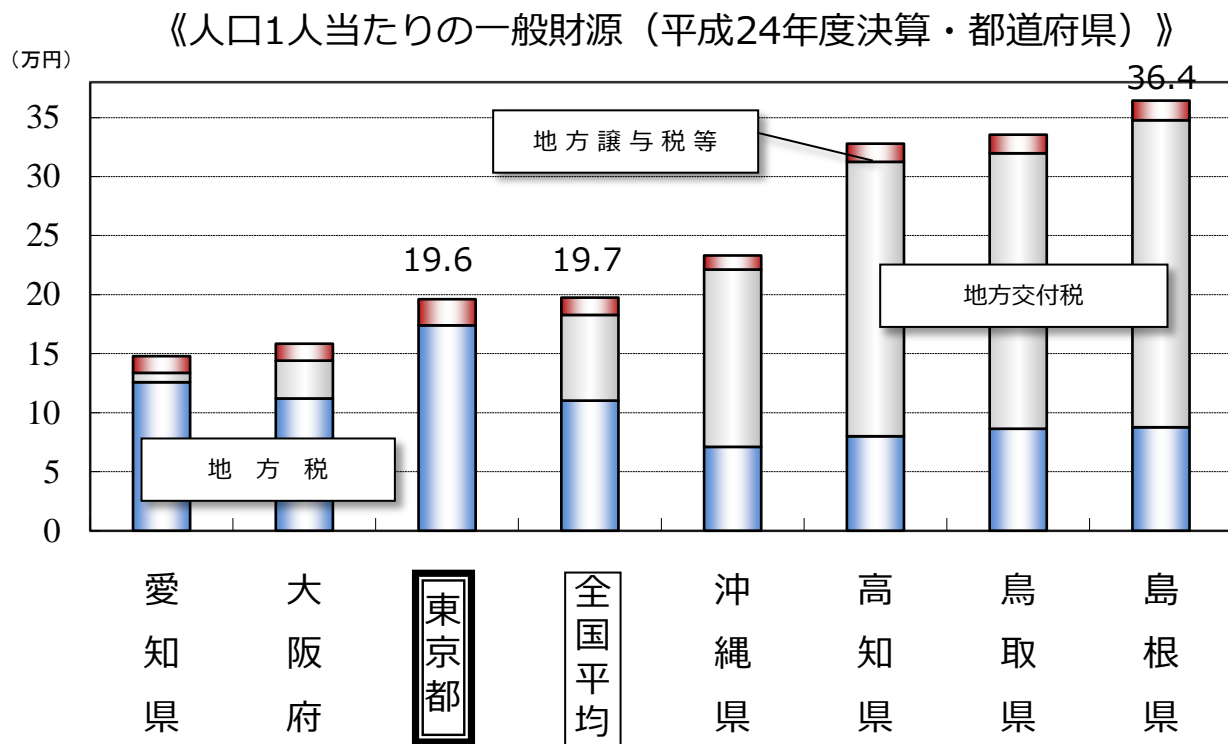
		17年度 (暫定措置 導入判断時)	24年度	暫定措置 撤廃・復元	消費税率8%段階 地方消費税率 引上げ(1.7%)	消費税率10%段階 地方消費税率 引上げ(2.2%)
人口 1人当たり 道府県税収	最大(東京都)	219,360円	179,184円	210,638円	230,494円	244,676円
	最小(沖縄県)	69,347円	71,462円	79,118円	89,676円	97,218円
	最大/最小	<b>3.16倍</b>	2.51倍	2.66倍	2.57倍	<b>2.52倍</b>



# 東京には税収が偏在しており、財政力格差の是正が必要との主張への反論③

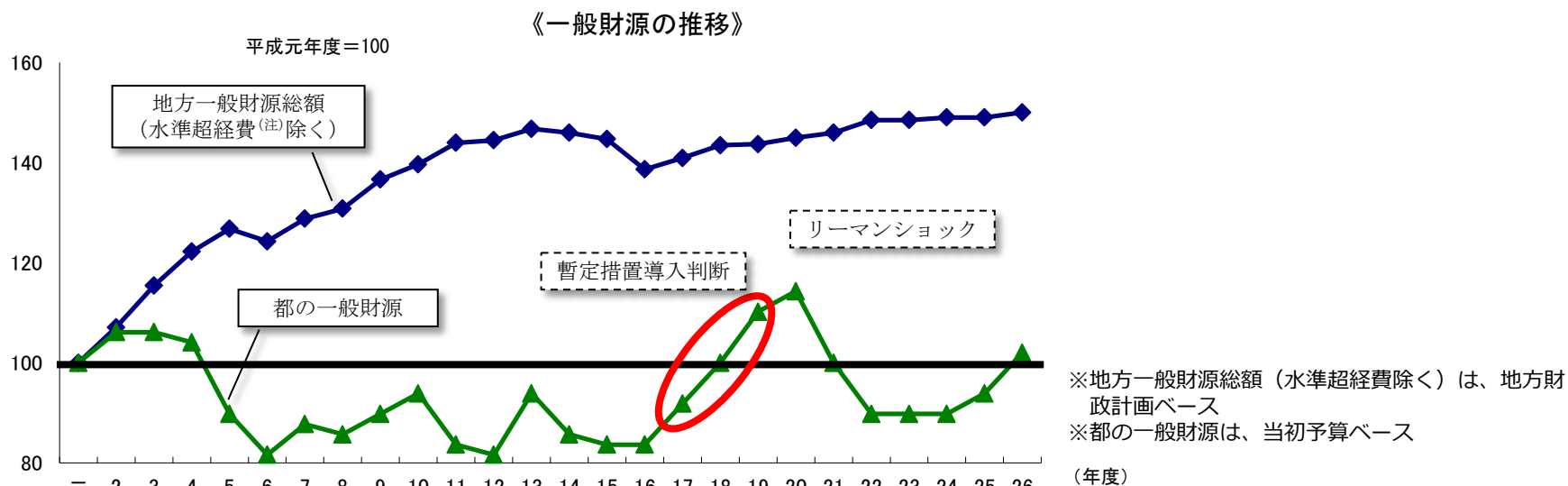
地方交付税は、地域間の税収格差による財源の不均衡を調整する機能を有しており、地方交付税による財政調整後の東京都の人口1人当たりの一般財源は全国平均以下である。

- 税収の偏在による地域間の財源の不均衡は、地方交付税で調整が行われており、既に人口1人当たりの一般財源ベースでは、東京都は全国平均以下の水準となっている。



## 税財政制度の議論は、短期間の税収動向のみをもって行うべきではない。

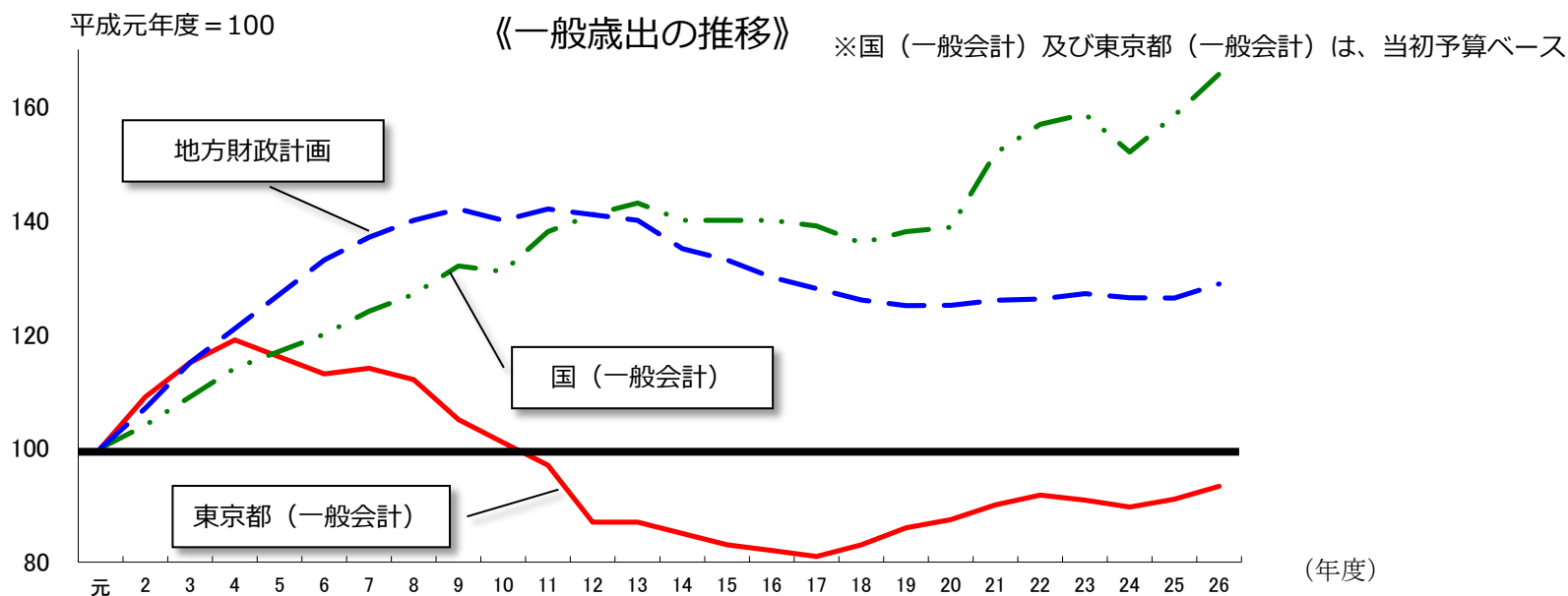
- 法人事業税の暫定措置は、法人二税の税収が上昇傾向にあった平成17年度から平成19年度の状況を踏まえて導入された。しかし、東京都は景気変動の影響によって年度間の税収の増減が激しい不安定な歳入構造にある上、地方交付税の不交付団体であるため、税収が減少局面にあっても、国による財源保障はなされない。
- 実際、平成20年のリーマンショック後には、地方の一般財源が安定的であったのに対し、東京都の一般財源は1年で1兆円も減少している。
- 「今後、景気回復により法人二税の税収増が見込まれることから、引き続き偏在是正措置が必要」との主張があるが、税財政の議論の際には、前提となる財政構造の違いなどを十分踏まえるべきであり、景気循環の一局面を捉えて偏在是正の必要性を論ずるべきではない。



(注) 水準超経費とは、地方財政計画に計上されている地方交付税の不交付団体の標準的行政水準を超える必要経費

## 今日の都財政の健全性は、国や地方に先駆けて行財政改革に取り組んできた成果によるものである。

- 東京都はバブル経済崩壊後、聖域なく施策を見直すなど、国や地方全体に比べて厳しい歳出削減に取り組んできた。また、財政再建を達成した後も、税収が好調な時には、基金を積み立て、都債の発行を抑制するなど、財政基盤の強化に不断に努めてきた。



- 「今後、景気回復により法人二税の税収増が見込まれることから、引き続き偏在是正措置が必要」との主張があるが、税財政の議論の際には、これまでの改革努力などを十分踏まえた議論を行うべきである。

【意見】 東京都には地方交付税算定上の財源超過額があり、財政的に余裕があるのではないか

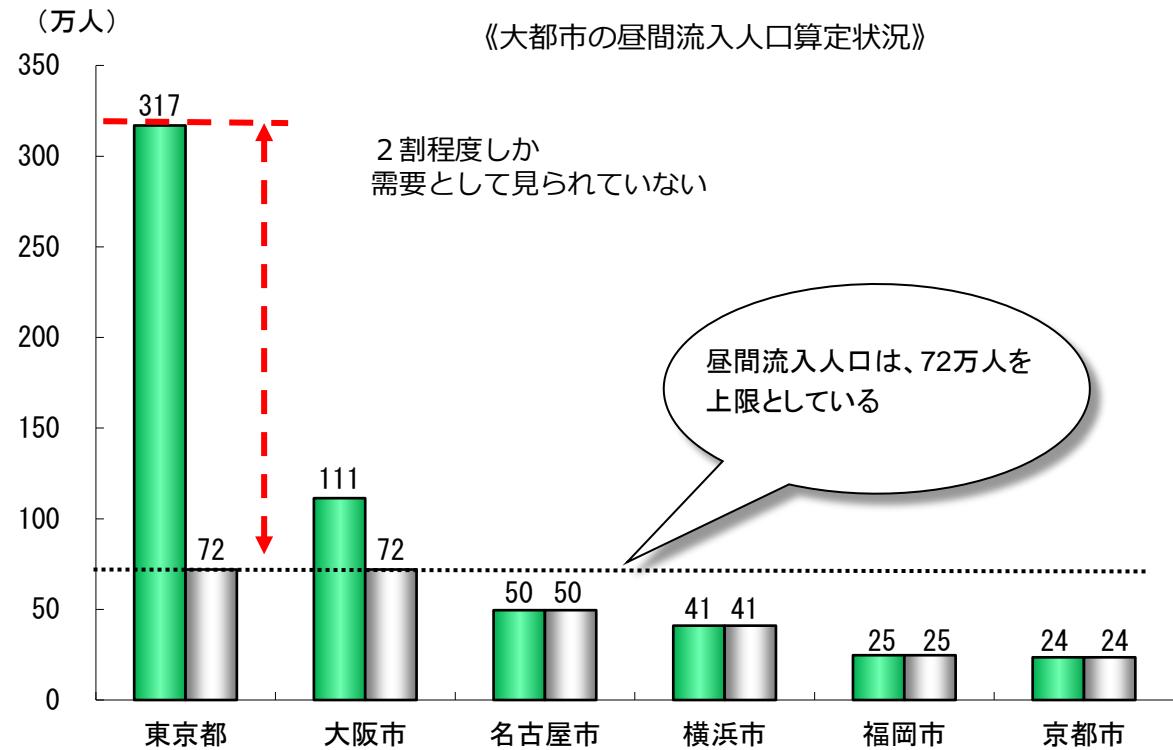


**(反論) 地方交付税算定上の財源超過額は、配分技術上の数字に過ぎず、都財政の実態を表すものではない。**

- ① 基準財政需要額の算定には、大都市の財政需要が適切に反映されていない。
- ② 近年、配分技術を重視した需要算定が行われている。
- ③ 実質単年度収支が赤字で都財政が厳しい状況にある時でも、巨額の財源超過額が算定されている。

## 基準財政需要額の算定には、大都市の財政需要が適切に反映されていない。

- 東京都では、算定に用いられる昼間流入人口の数値自体に割落としかかけられ、317万人の昼間流入人口が72万人に割り落とされている。
- 昼間流入人口などを割り落とさずに算定した場合、都（大都市分）の基準財政需要額は4,000億円以上の増額となることが見込まれる。



(出典) 「平成22年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計」  
(総務省統計局) より

※昼間流入人口の基礎評点により算出したもの

## 近年、配分技術を重視した需要算定が行われている。

- 財政調整機能を強化することを目的として、補正係数の見直しなどが行われている。

(例) 段階補正の見直し

(平成22年度復元額700億円 (全国ベース) )

地方交付税を財政力の弱い市町村等に手厚く配分するため、標準団体 (人口10万人) 未満の市町村について段階補正<sup>(注)</sup>の係数を引き上げている。

(注)段階補正：人口規模などに応じたコスト差を反映させるためにするもの

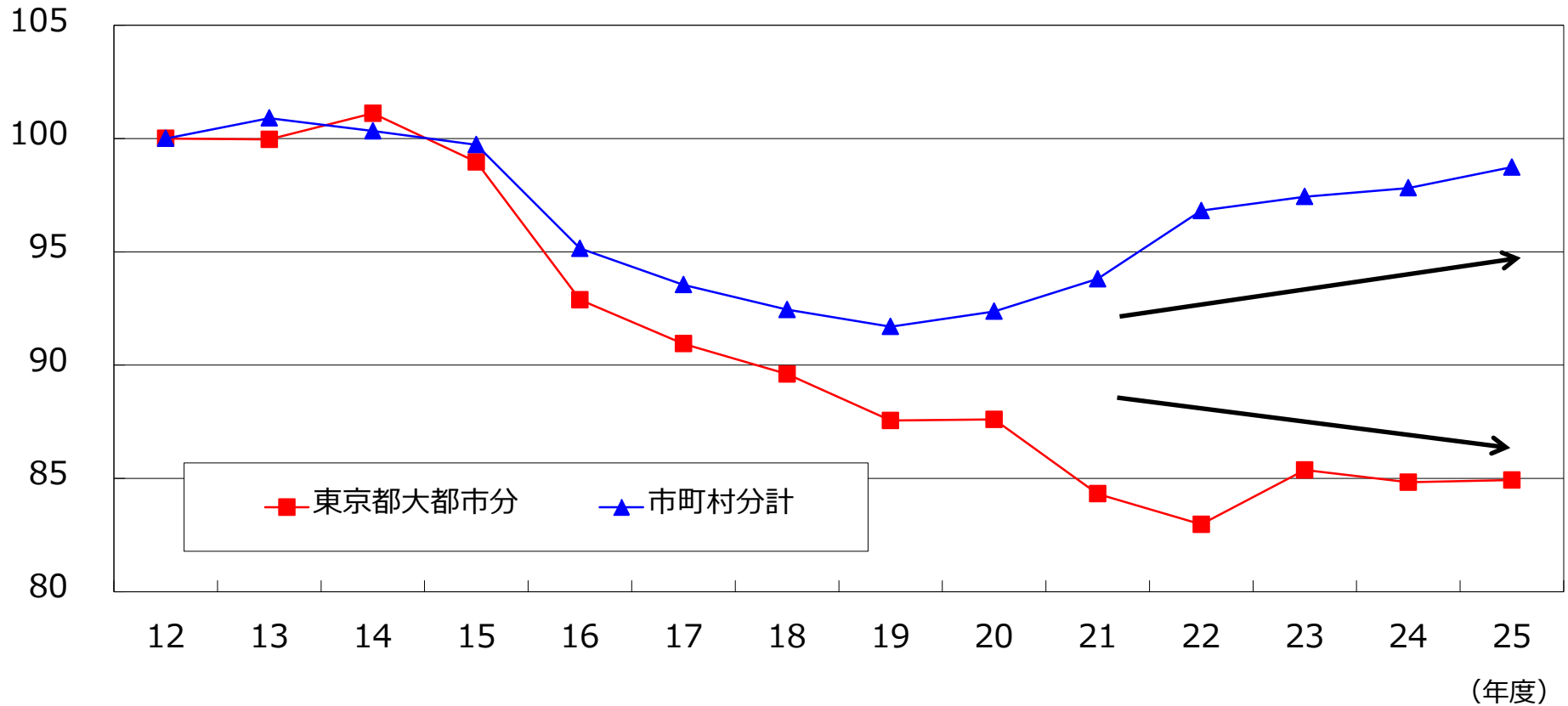
《 (例) 市町村分の保健衛生費段階補正係数比較》

測定単位 (万人)	平成21年度 A	平成22年度 B	増減 C = B - A	
東京都 (特別区) 849	0.871	0.842	△ 0.029	↑ 引 下 げ
150	0.874	0.853	△ 0.021	
50	0.891	0.878	△ 0.013	
30	0.912	0.903	△ 0.009	
標準団体 10	1.000	1.000	0.000	
3	1.187	1.210	0.023	↓ 引 上 げ
2	1.290	1.345	0.055	
1.2	1.503	1.582	0.079	
0.8	1.865	1.923	0.058	
0.5	2.456	2.566	0.110	
上限値	2.850	2.995	0.145	

# 東京には交付税算定上の財源超過額があり、財政的余裕があるとの意見への反論②-2

- こうした補正係数の見直しなどが行われたことにより、都（大都市分）と市町村全体の基準財政需要額の算定動向には大きな差が生じている。

人口1人当たりの基準財政需要額の推移（H12=100）

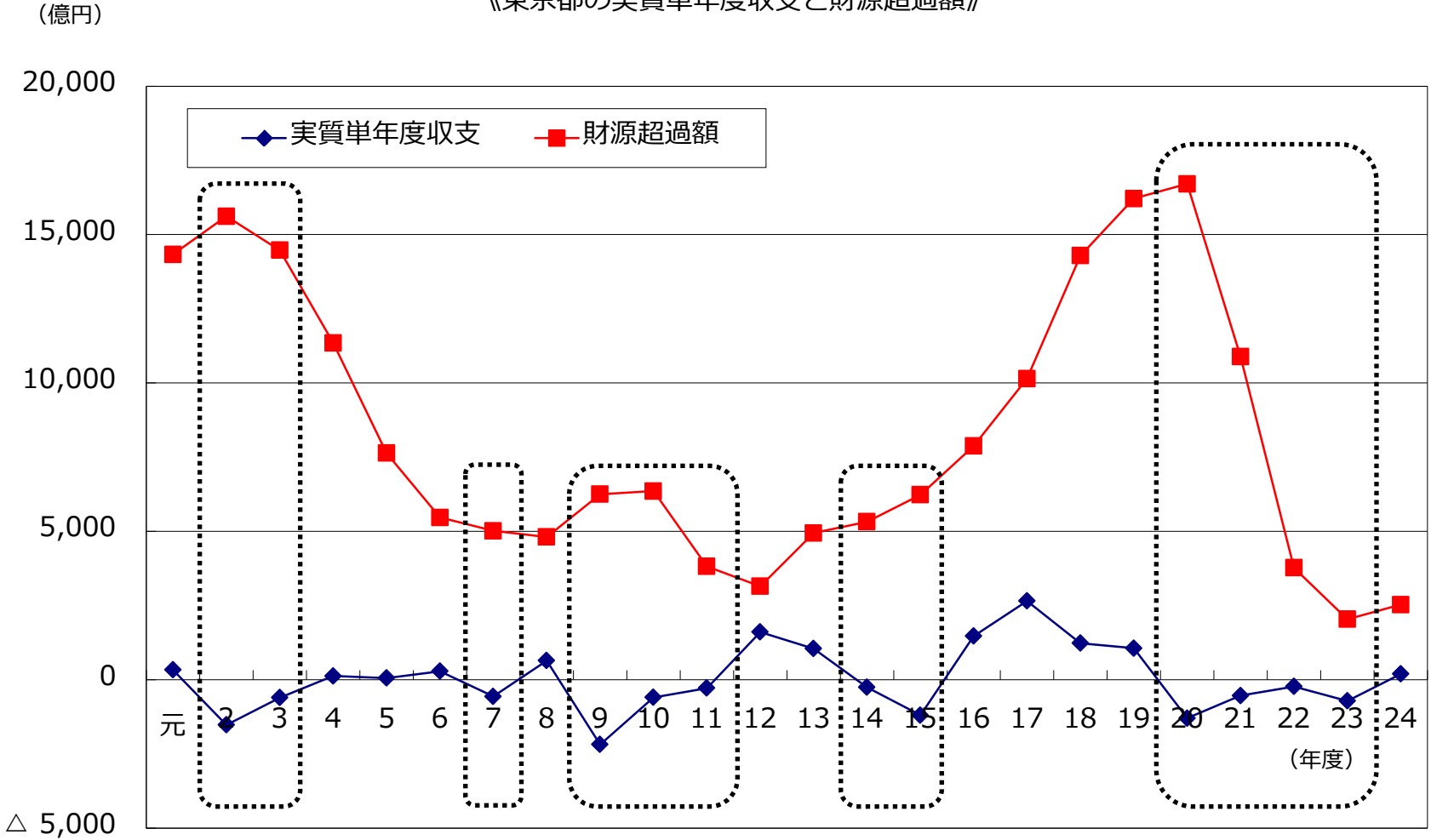


※基準財政需要額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の額

※人口は、国勢調査を基準とした各年10月1日現在の推計人口

実質単年度収支が赤字の時でも、巨額の財源超過額が算定されている。

《東京都の実質単年度収支と財源超過額》



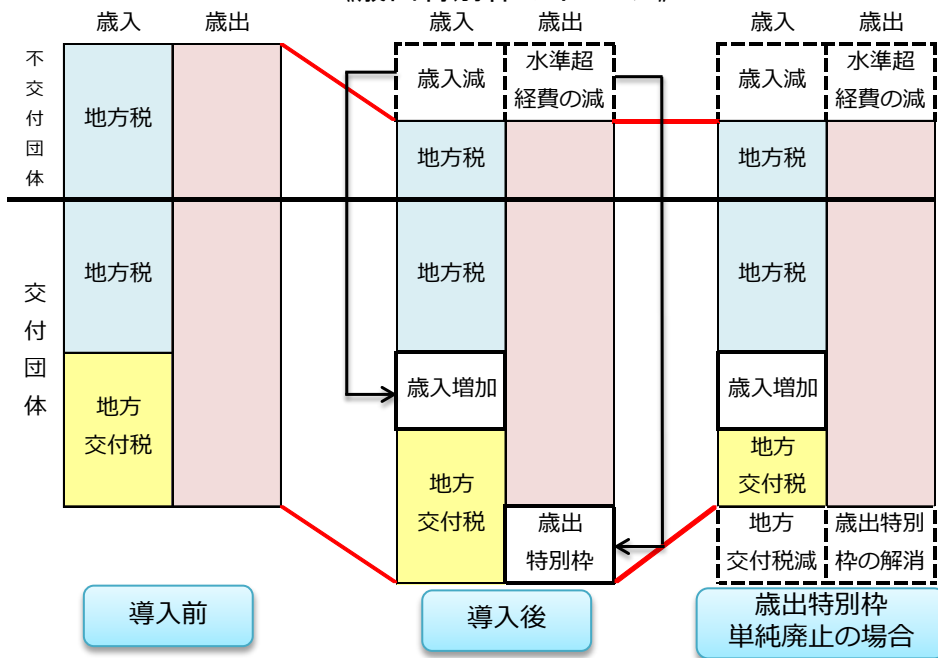
※実質単年度収支：単年度収支から基金の積立や取崩などの実質的な黒字要素や赤字要素を控除したもの



# 地方税による偏在是正措置は、国の財政再建の手段になり得るもの

- 平成20年度の法人事業税の暫定措置導入時に、国は偏在是正措置により不交付団体から生ずる財源を活用し、「地方再生対策費」を創設した。
- 国は現在、法人事業税の暫定措置の撤廃、地方税への復元の議論がなされないまま、地方再生対策費を含む、地方財政計画上の歳出特別枠の廃止を検討している。

《歳出特別枠のイメージ》



**歳出特別枠の単純廃止は、結果的に地方の財源を国の財政再建に充てるといふことに他ならない。**

- また、平成27年度以降、新たな措置として、地方法人税により生じる偏在是正財源を「地域の元気創造成業費」に計上することを検討している。
- この偏在是正財源についても、将来的には、同様に国の財政再建に充てられる可能性が十分考えられるものである。



**地方税による偏在是正を進め、新たな措置を行っても地方の歳入が増える保障はない。**

# 行革努力等に基づく算定による地方交付税の配分について

「地域の元気創造事業費」において、偏在是正により生じた財源を行革努力などの成果指標に基づき配分することは、地方交付税制度の機能を損なうものである。

## 【地域の元気創造事業費の考え方】

- ・ 普通交付税において、通常の算定に加えて、各地方が地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定
- ・ 算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方の行革努力や地域経済活性化の成果指標を反映

〔平成26年度〕

3,500億円を通常算定に加算し配分（行革努力分：3,000億円、地域経済活性化分：500億円）



※ 平成27年度以降、地方法人課税の偏在是正により生じる財源を活用して「地域の元気創造事業費」の増額を検討



- 地方の行革努力や地域活性化の度合いを国が測り、それに応じて財源を配分することは、偏在是正を名目に不交付団体から召し上げた地方の財源を、国の政策誘導に利用するものであり、標準的な行政サービスの提供に必要な財源を保障するという地方交付税制度にはなじまない。
- 偏在是正により生じた財源を、国が定めた成果指標に基づいて配分することは、地方交付税本来の財源保障機能と財源調整機能を損なうものである。

# 税源偏在の議論に「人口一人当たり税収」は適切な尺度か①

## 人口一人当たり税収だけで、税収の偏在性について議論することは適切ではない

- 地方税収の偏在を議論するにあたり、国や全国知事会は、人口一人当たり税収額で比較し、東京に税収が偏在しているとしている。
- しかし、税収の偏在度については、その指標により大きく異なる。  
例えば、地方税の応益性の原則という観点から、昼間人口を考慮した場合、その倍率は緩和される。

※夜間・昼間人口一人当たり道府県税収（24年度決算ベース）

	夜間人口			昼間人口		
	最大	最小	倍率	最大	最小	倍率
道府県税合計	179,184円 (東京都)	71,462円 (沖縄県)	2.51倍	146,758円 (東京都)	73,337円 (沖縄県)	2.00倍

昼間人口  
で比較すると  
倍率は2倍程度

(夜間人口は住民基本台帳人口(平成25年3月31日)、昼間人口は国勢調査(平成22年10月1日)による。)

# 税源偏在の議論に「人口一人当たり税収」は適切な尺度か②

- とりわけ、法人事業税は、法人の事業活動と行政サービスとの受益関係に着目した税であり、人口一人当たり税収ではなく、その事業の担い手である法人の従業者ベースで比較することも考え方の一つ。

法人事業税の人口一人当たり税収と従業者一人当たり税収の比較（平成24年度）（東京都試算）

	最大	最少	倍率
人口一人当たり 税額（指数）	東京	奈良	5.7
	236.8	41.2	
従業者一人当たり 税額（指数）	東京	高知	2.9
	156.6	53.3	

従業者ベースで  
比較すると倍率は  
約半分となる

（指数は、全国平均額を100とした場合の指数。従業者数は、法人の従業者数であり、公務や個人事業分は含まない）

- このように、用いる指標により税収差の結果も大きく異なる。また、財政需要との見合いで必要な財源をどう考えるかという視点も重要。

**人口一人当たり税収は尺度の一つに過ぎず、それだけをもって  
税源偏在を議論することは、適切とは言えない。**

# IV 日本経済の成長を牽引することが東京の使命

# 国の成長戦略等

## 経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）

- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等は、日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンスとして、我が国が活力を取り戻す弾みとなるものであり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む。
- ・ 東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備など、都市再生等を戦略的に推進する。

## 「日本再興戦略」改訂2014 – 未来への挑戦 –（平成26年6月24日閣議決定）

- ・ 昨年、日本再興戦略が策定された後に、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催が決定し、「2020年」という新たな改革のモメンタムが設定された。これを好機と捉え、東京に限らず日本全体の活性化を目標に、2020年に向けて改革を加速し、本格的成長軌道への回復を実現していくことが重要である。

## 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）

- ・ 我が国の国土の強靱性に裏付けられた安全・安心な2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の実現に向けて、首都強靱化について、東京都を中心とした地方公共団体と緊密に連携を取りつつ、必要な対策を計画的かつ総合的に進める。

# 日本経済の成長を牽引することが東京の使命

**1 日本経済の再生には、経済の牽引役である東京の国際競争力を高め、より多くの富を生み出していくことが重要である。**

**2 東京がその活力を高め、日本全体を牽引していくためには、取り組むべき課題が山積している。**

【例示①】 交通渋滞の解消、環境改善などの観点から環状道路をはじめとした都市インフラの整備が必要

【例示②】 都市防災機能の強化、良好な都市景観の創出などを図るため無電柱化の推進が必要

【例示③】 公園緑地は、都市気候の調整など重要な役割を担っており、首都東京を緑あふれた都市にするため整備が必要

【例示④】 羽田空港の更なる空港容量の拡大・国際線の増枠に向けた取組が必要

【例示⑤】 日本の弱みとされる自然災害のリスクに対しても、万全の備えを講じ、首都機能を維持していく取組が必要

【例示⑥】 老朽化したライフラインや都市施設の維持・更新を進めて、都市の防災力を向上し、安全な都市を実現していく取組が必要

**3 東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、その効果は全国に波及する。**

【例示①】 東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ

【例示②】 東京への外国人旅行者の増加は、日本全体への旅行者の増加に繋がる

【例示③】 MICE誘致は東京だけでなく全国にも経済波及効果を及ぼす

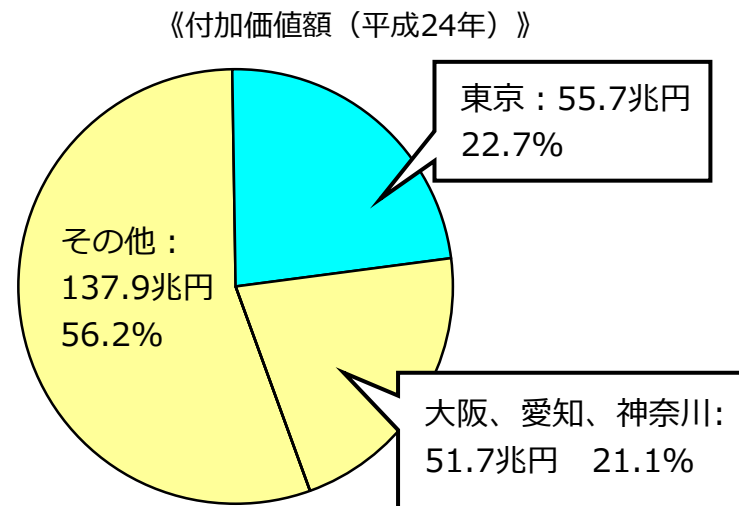
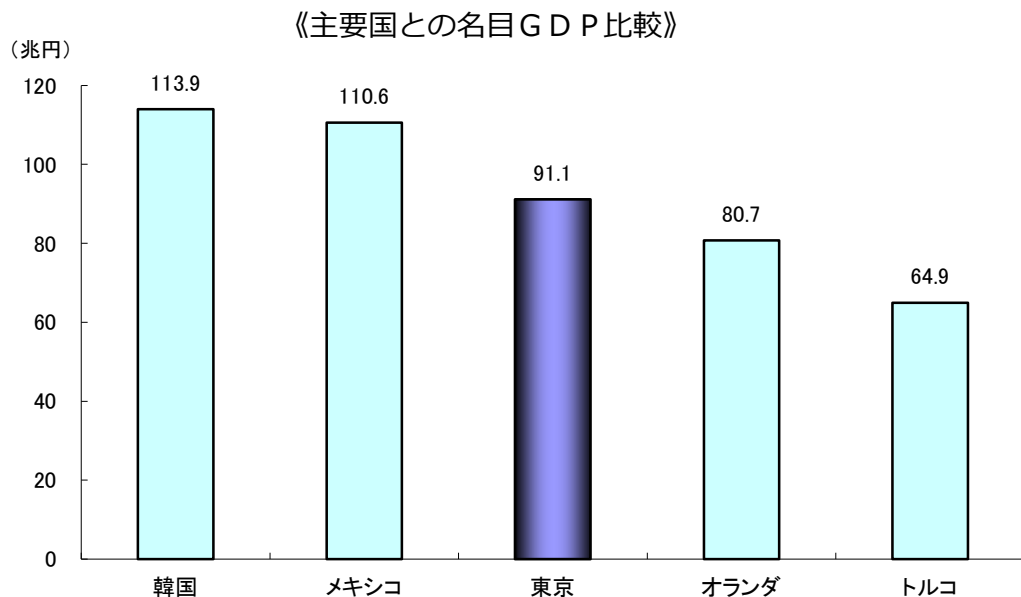
【例示④】 首都の治安を守る警察業務は、日本全体の社会機能の維持にも寄与

**4 2020年東京オリンピック・パラリンピックは東京、そして、日本の更なる発展の起爆剤となるものである。**

# 東京の国際競争力を高め、より多くの富を創出

日本経済の再生には、経済の牽引役である東京の国際競争力を高め、より多くの富を生み出していくことが重要である。

- 東京の名目GDPは、一国の規模に匹敵する。
- 日本全体で企業等が生み出す付加価値額の約2割が東京から、また、4割以上が東京、大阪、愛知、神奈川の大都市から生み出されている。



※付加価値とは、企業等の生産活動によって新たに生み出された価値。  
営業利益に給与総額と租税公課を足した額を付加価値額という。

(出典) 「平成24年経済センサス-活動調査」  
(総務省・経済産業省) より

※東京は平成22年度、その他は平成23年度  
※「世界の統計2013」(総務省)、「平成22年度県民経済計算について」(内閣府)より作成



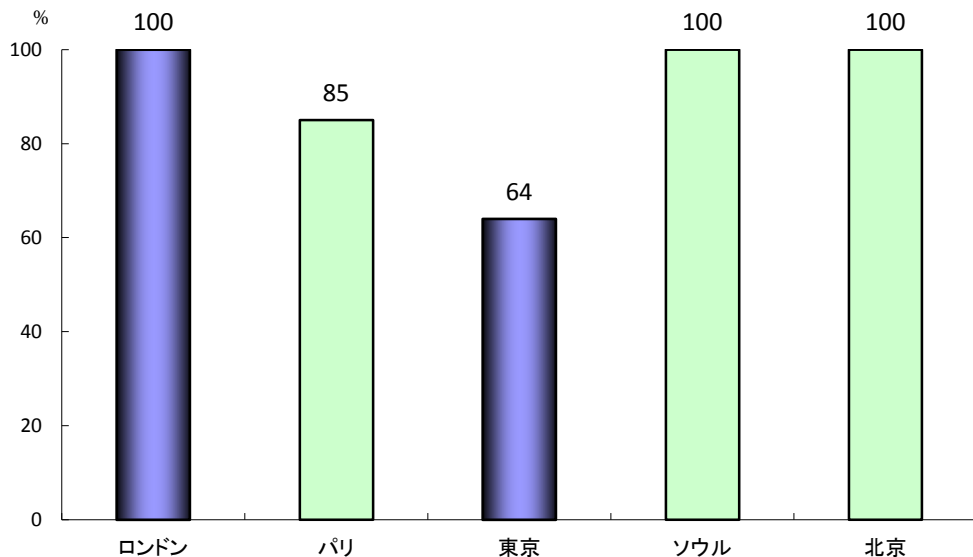
# 東京の活力を高め、日本を牽引していくために取り組むべき課題

東京がその活力を高め、日本全体を牽引していくためには、  
取り組むべき課題が山積している。

## 【例示①】

交通渋滞の解消、環境改善などの観点から環状道路をはじめとした都市インフラの整備が必要

《環状道路整備率》



(出典) 国土交通省資料より

《東京圏の環状道路》



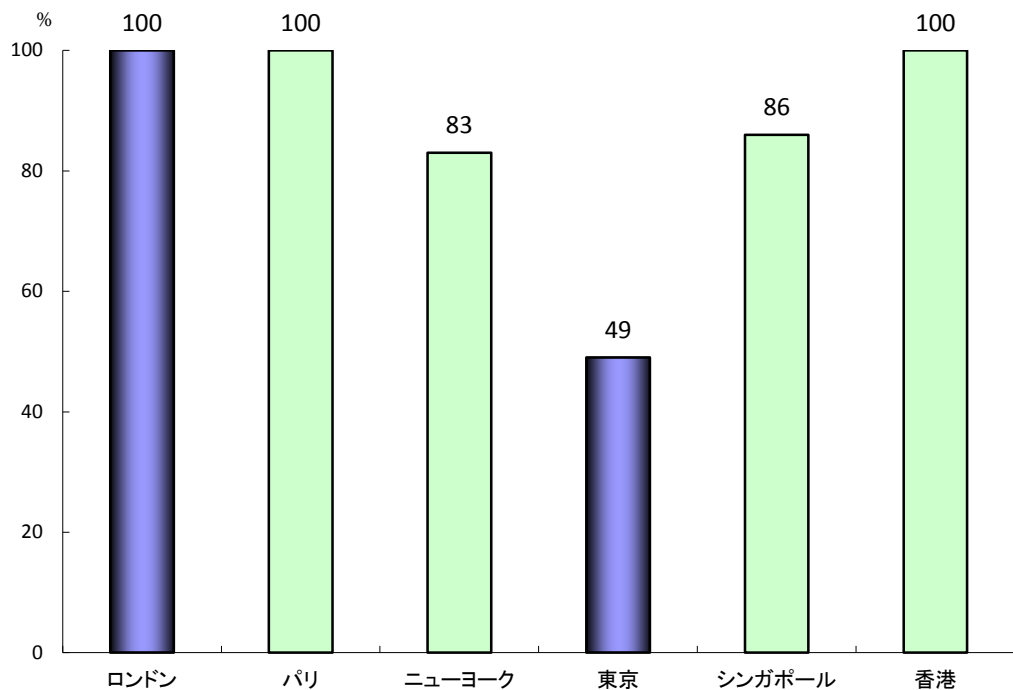
	計画延長	供用延長	整備率
2014年 6月現在	約525km	約334km	約64%

# 東京の活力を高め、日本を牽引していくために取り組むべき課題

## 【例示②】

都市防災機能の強化、良好な都市景観の創出などを図るため無電柱化の推進が必要

《道路の無電柱化率》



※東京は23区の一般国道及び都道

(出典) 国土交通省資料より

《東日本大震災による被害》



災害時に倒壊  
などのおそれ

無電柱化の  
推進が必要

《事例：環七通り》



【整備前】



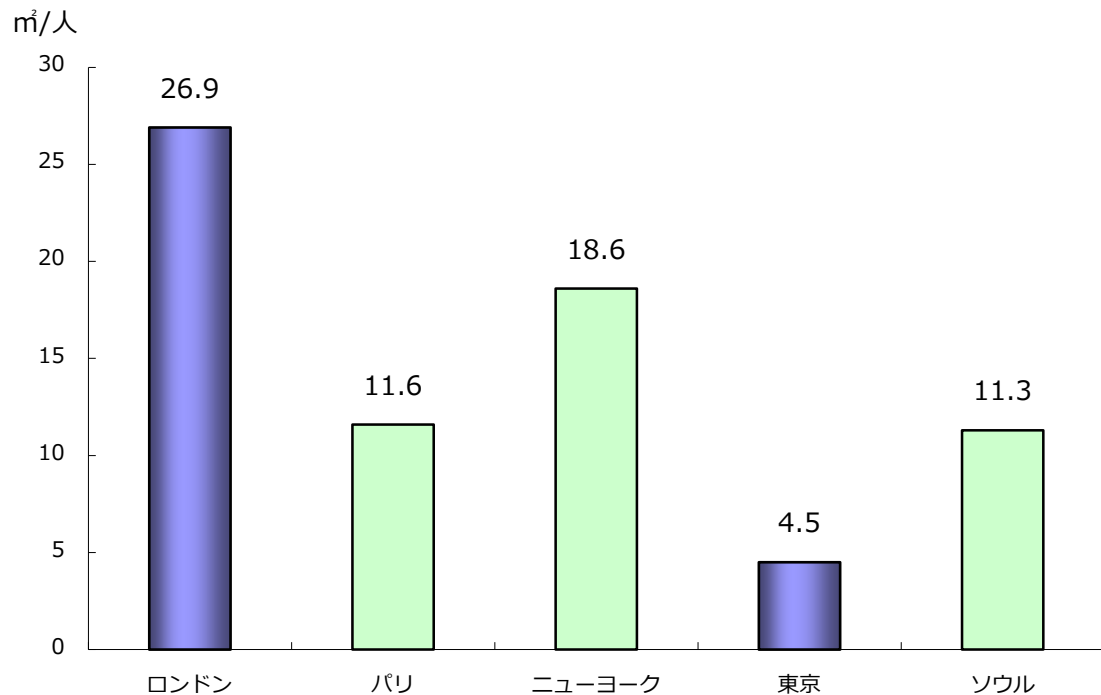
【整備後】

# 東京の活力を高め、日本を牽引していくために取り組むべき課題

## 【例示③】

公園緑地は、都市気候の調整など重要な役割を担っており、首都東京を緑あふれた都市にするため整備が必要

《1人当たり公園面積》



(出典) 国土交通省資料より

《日比谷公園》



《井の頭恩賜公園》

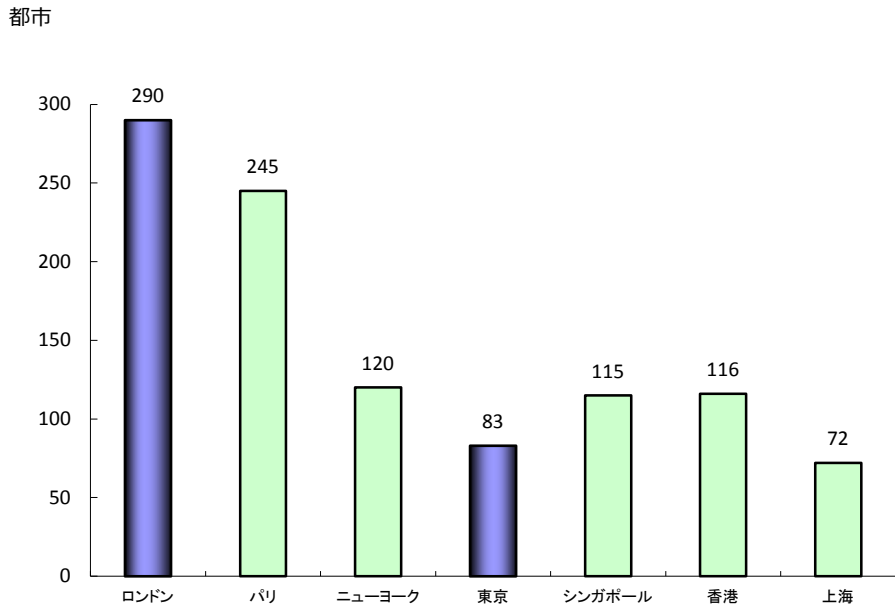


# 東京の活力を高め、日本を牽引していくために取り組むべき課題

## 【例示④】

羽田空港の更なる空港容量の拡大・国際線の増枠に向けた取組が必要

《国際線直行便就航都市数》



(出典) 森記念財団「世界の都市競争ランキング2012」より

《羽田空港の国際線就航状況（平成24年12月現在）》



# 東京の活力を高め、日本を牽引していくために取り組むべき課題

## 【例示⑤】

日本の弱みとされる自然災害のリスクに対しても、万全の備えを講じ、首都機能を維持していく取組が必要

- 東京には、政治・行政・経済の中核機能が集中しており、首都直下地震によりこれらの機能が不全に陥れば、日本全体の国民生活や経済活動が麻痺して甚大な損失が生じる。
- 首都直下地震は、サービス低下による被害だけでも約40兆円にのぼることが想定されている。東京の防災力を強化することは、間接被害を減少させ、ひいては地方への経済損失も減らすことになる。

《首都直下地震による被害想定》

(経済損失)

項目	首都直下地震
直接被害	66.6兆円
生産・サービス低下	39.0兆円
交通寸断の影響	6.2兆円
合計	111.8兆円

(出典) 平成20年12月 中央防災会議資料より

(帰宅困難者)

東京都市圏内からの訪問者	約471万人
東京都市圏外からの訪問者（海外からの訪問者含む）	約45万人
合計	約517万人

※東京都市圏とは、東京都市圏パーソントリップ調査の対象地域で東京を中心とする半径約80キロ圏域

【今後の主な財政需要（平成25年11月時点における試算）】

- 木造住宅密集地域対策 約 4,300億円
- 津波・高潮対策 約 3,400億円
- 緊急輸送道路等の機能確保 約 500億円

# 東京の活力を高め、日本を牽引していくために取り組むべき課題

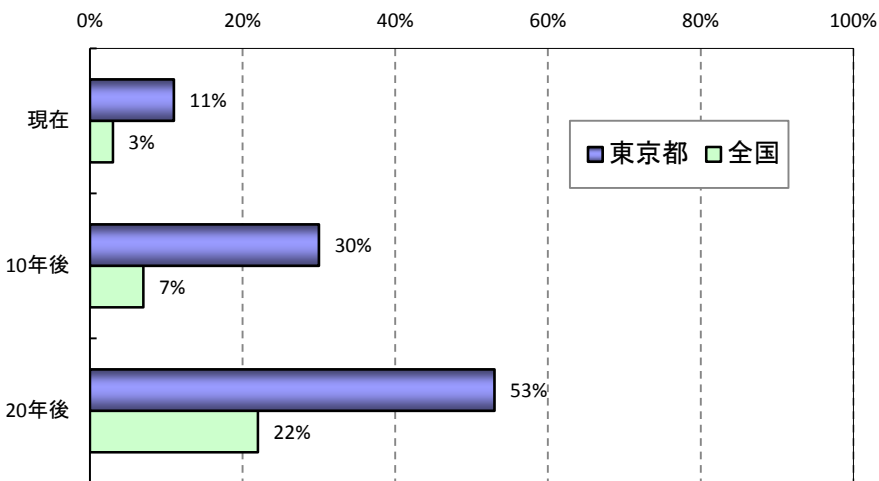
## 【例示⑥】

老朽化したライフラインや都市施設の維持・更新を進めて、都市の防災力を向上し、安全な都市を実現していく取組が必要

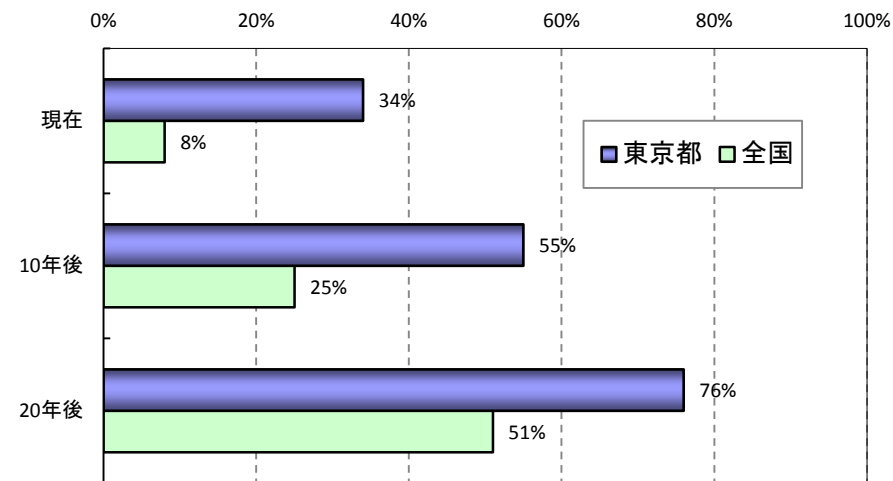
- 東京の社会資本の多くは、高度経済成長期に建設されたため、全国よりも早く更新時期を迎える。

《建設後50年を経過する社会資本ストックの割合》

(下水道管)



(橋梁)



※東京都の基準年(度)は下水道管は平成24年度、橋梁は平成20年度  
※全国の基準年(度)は平成21年度

【今後の主な財政需要(平成25年11月時点における試算)】

- 下水道管の再構築 約 1兆3,000億円
- 橋梁の更新 約 5,000億円
- 浄水場の更新 約 1兆円

# 東京への投資効果は全国へ波及

東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、その効果は全国に波及する。

## 【例示①】

東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ

- 首都高都心環状線の走行車両（46万台/日）の約6割が通過交通となっているなど、東京の都市インフラは、都民が利用するだけでなく、国民生活や経済活動に欠かすことができないものとなっている。
- 東京へのインフラ投資の効果は、日本全国に波及するものであり、日本経済の活性化に向け、今後とも着実に進めていく必要がある。



### 東京外かく環状道路の整備

#### (事業概要)

- ・整備区間 関越道～東名高速間（約16Km）
- ・総事業費 約1.3兆円  
（都の負担割合 国の1/4）

#### (整備により見込まれる効果)

- ① 環境改善効果 二酸化炭素削減（約30万t/年）など
- ② 所要時間短縮 開通前：約60分 ⇒ 開通後：約12分  
（東海・東北間等広域の物流のスピードアップ）
- ③ 経済効果 年間約3,000億円（走行時間短縮・走行経費減少・交通事故減少等）

(出典) 国土交通省関東地方整備局ホームページ、  
東京都公表資料「外環（東京外かく環状道路）  
関越道～東名高速間」などより

# 東京への投資効果は全国へ波及

## 【例示②】

### 訪都外国人旅行者の増加は、日本全体への旅行者の増加に繋がる

- 観光産業は今後も右肩上がりの成長が見込まれる貴重な産業分野である。東京都は、旅行者の更なる増加をもたらす羽田空港の再拡張・国際化に対し財政負担をするなど、外国人旅行者の誘致に取り組んできた。
- 東京圏は、外国人旅行者の多くが訪れる重要なエリアであり、旅行者を引き付ける資源が集積している。今後、東京が中心となって、国や他の自治体と連携を図り、新規市場の開拓やビジネス客の誘致などの観光施策を展開し、日本のゲートウェイ（玄関口）として外国人旅行者を誘致していくことが重要である。

《羽田空港の再拡張・国際化》

- ・新たに4本目の滑走路（D滑走路）を整備  
⇒ 発着能力を増強するとともに、国際線の発着枠を確保し国際定期便を受入  
〔発着枠 30.3万回 → 41.0万回（うち国際線6万回）〕  
※25年7月現在
- ・総事業費約7,500億円  
（都は総額約1,085億円の無利子貸付による協力を実施）
- ・経済効果（国土交通省試算）

《国際線3万回導入時》

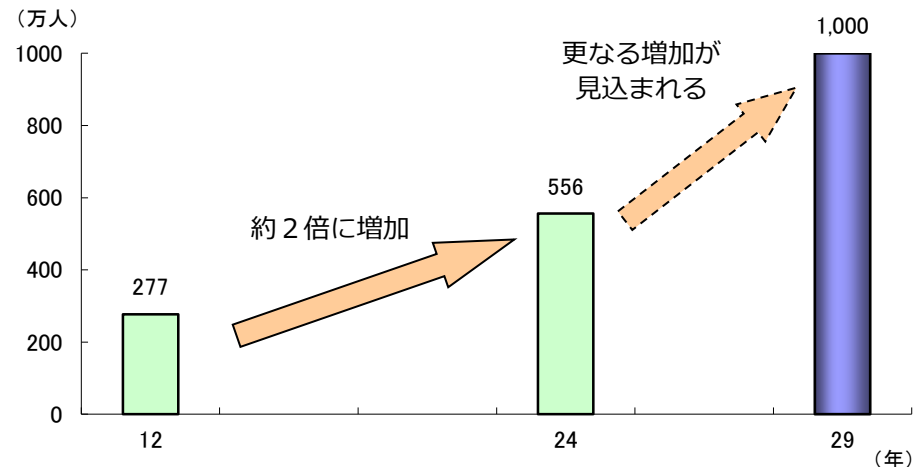
全国への経済効果

東京都 1兆689億円

7,832億円

(年間)

《訪都外国人旅行者数の推移》



※訪日外国人旅行者数は平成25年に1,000万人を突破、2020年に2,000万人の外国人旅行者の確保を目標としている。

(出典) 「平成24年東京都観光客数等実態調査」、「東京都観光産業振興プラン」より



# 東京への投資効果は全国へ波及

## 【例示③】

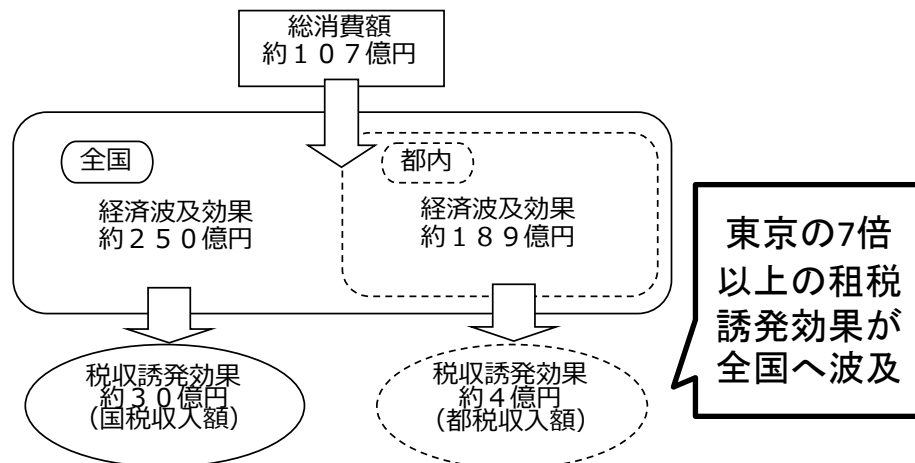
### MICE誘致は全国に経済波及効果を及ぼす

- MICE<sup>(注)</sup>には、ビジネス機会やイノベーションの創出、都市の競争力・ブランド力の向上などといった効果に加え、大きな経済波及効果が期待できる。

(注) MICEとは、M: Meeting (企業系会議)、I: Incentive (企業の報奨・研修旅行)、C: Convention (国際会議)、E: Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント等)を総称した造語である。

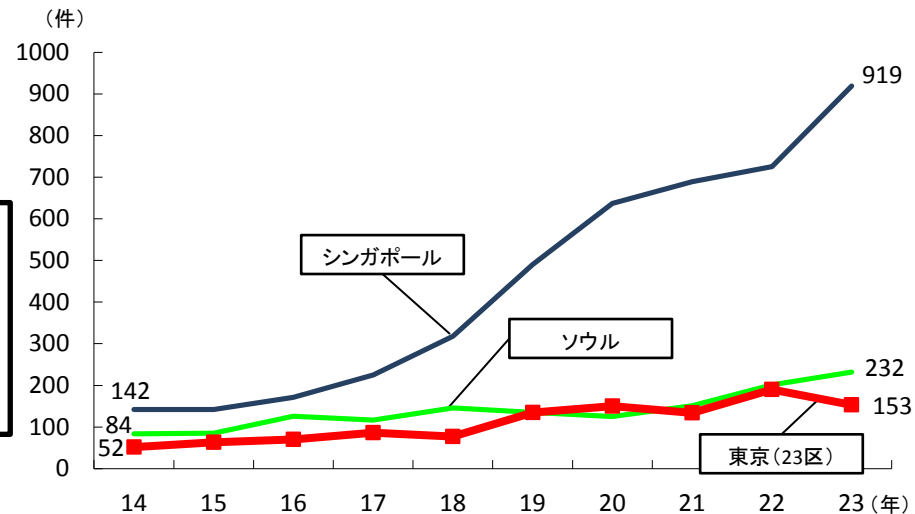
- 東京における国際会議の件数は増加傾向にあるものの、シンガポールやソウルなど競合都市は強力に誘致を推進しており、東京も誘致策の充実を図る必要がある。

《第67回IMF・世界銀行グループ年次総会による経済波及効果(推計)》



(出典) 東京都「第67回国際通貨基金 (IMF)・世界銀行グループ年次総会開催時における東京都の取組について」より

《国際会議の開催件数》



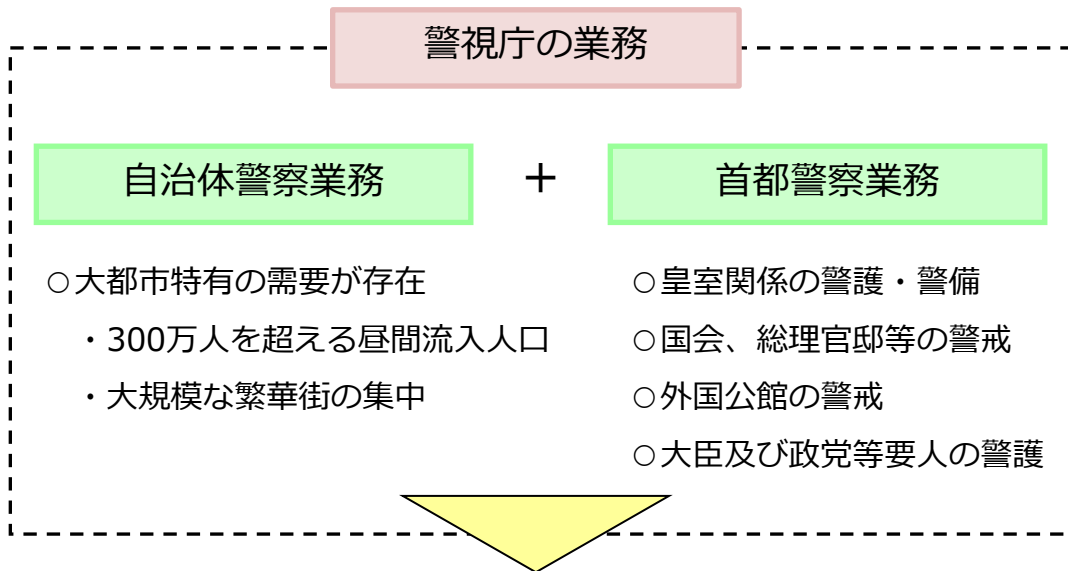
(出典) 「2011年国際会議統計」(JNTO)より

# 東京への投資効果は全国へ波及

## 【例示④】

首都の治安を守る警察業務は、日本全体の社会機能の維持にも寄与

- 警視庁は、自治体警察業務に加え、本来国の責務で行われるべきである首都警察業務も担っている。
- こうした取組は、東京に暮らす人々の安全・安心の確保だけでなく、国家の中核機能、ひいてはわが国の国民生活や経済活動の基盤の維持にも大きく寄与するものである。



(試算の考え方)

- ・ 東京都の人口1万人当たりの警察官（政令定数）は、全国平均の1.77倍である（東京都32.3人、全国（東京都除く）18.3人）。
- ・ 全国の水準で東京都の警察官を算出すると24,082人であるのに対し、実際の東京都（警視庁）の政令定数は42,472人である。
- ・ 全国水準を上回る18,390人が、大都市特有の需要及び首都警察業務への対応に必要な人員と考えられる。

大都市特有の需要及び首都警察業務に相当する経費を試算

⇒ 約 2,574億円

# 2020年東京オリンピック・パラリンピックは日本再生の起爆剤

## 2020年東京オリンピック・パラリンピックは東京、そして、日本の更なる発展の起爆剤となるものである。

- オリンピック・パラリンピック開催に伴う経済波及効果は広く全国に及び、その規模は約3兆円にも及ぶ。
- オリンピック・パラリンピック開催決定により、長期間にわたり、外国人旅行者数の大幅な増加をもたらすことが期待される。

《経済波及効果》

生産誘発額

**全国** 2兆9,609億円

(東京 1兆6,753億円)

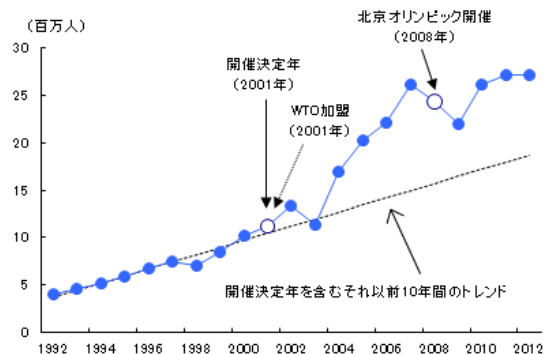
雇用誘発数

**全国** 15万2,202人

(東京 8万3,706人)

《オリンピック開催国への外国人旅行者数の推移》

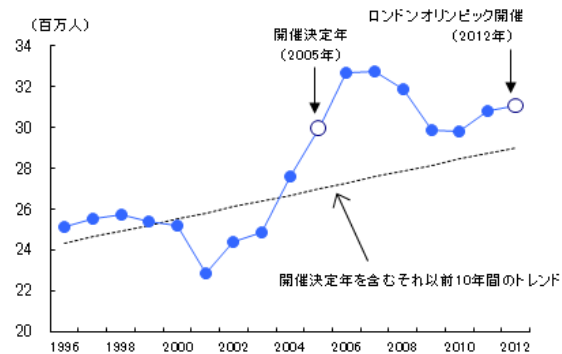
中国  
(2008)



(注)中国への外国人到着数  
(香港、マカオ、台湾人を除く)。

(資料) 国家旅游局

英国  
(2012)



(注)英国を訪問した外国人の総数  
(日帰り客を含む)。

(資料) Office for National Statistics

(出典) 「【緊急レポート】2020東京オリンピックの経済効果  
～五輪開催を触媒に成長戦略の推進を～」 (みずほ総合研究所) より